

# 玖珠町第3次人権施策基本計画

2021年(令和3年)

玖珠町

# はじめに

---

「人権の世紀」と言われる21世紀になって既に20年以上が経ちました。

人々のつながりがグローバル化する一方で、全ての人について尊重されるべき「人権」に関わる問題は後を絶ちません。「人権」は、人間が人間らしく生きる権利であり、誰もが生まれながらにして持っている権利であるにもかかわらず、依然として差別や偏見、いじめなどといった問題が生じています。

本町では、「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」の制定や「玖珠町人権施策基本計画」を策定しました。そして、平成27年（2015年）には改定を行い、本計画に基づき人権尊重社会の実現に向けて取り組んで参りました。

しかし、社会の中で依然として差別意識は解消されておらず、さらには情報化社会の進展に伴ってインターネット上で生じる差別事件・人権侵害事象が後を絶ちません。また、平成28年（2016年）には、3つの差別の解消を目的とした法律が施行されるなど、社会に残る差別意識の解消に向けて、大きな動きがありました。

本町においても、すべての人の人権が守られ、多様性が尊重される社会意識を醸成していく必要があり、社会参画や自己実現の機会が保障され、安心安全で自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりに向けて取り組んでいきます。

平成29年（2017）年度に実施した「人権問題に関する町民意識調査」の結果や玖珠町第2次人権施策基本計画で取り組んできた成果と課題を踏まえ、玖珠町第3次人権施策基本計画を策定しました。基本的に第2次計画の内容を踏襲しつつ、法律の制定や改正をはじめとする社会情勢の変化に配慮しながら、今日的な人権に関する諸課題に対応すべく、町の各種計画との調整を図って参りました。

計画の推進にあたっては、行政施策だけでなく、住民組織・各種関係団体・企業などの多様な主体と連携・協働し、それぞれが主体的に取り組むことが不可欠であり、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、計画をご審議賜りました審議会委員の皆様をはじめ、多くの方々に貴重なご意見を頂きましたことを厚くお礼申し上げます。



2021年（令和3年）3月

玖珠町長 宿利 政和

# 玖珠町第3次人権施策基本計画（改定版） 目次

## 第1章 基本計画（改定版）策定にあたって

I 基本計画（改定版）の背景と経過	4
II 基本計画（改定版）の性格	4
III 基本計画（改定版）の視点	4
1 人権尊重社会づくりの基本理念	4
2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの	5

## 第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組	6
II 国内の取組	6
III 大分県の取組	7
IV 玖珠町の取組	7

## 第3章 人権をめぐる町民の意識

I 平成29年度「人権問題に関する町民意識調査」の概要	8
II 調査結果の特徴	8

## 第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進	17
1 あらゆる場における教育・啓発の推進	17
(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進	17
(2) 学校や幼稚園、認定こども園・保育所における教育・啓発の推進	17
(3) 企業・団体における教育・啓発の推進	18
(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	19
II 相談・支援・権利擁護の推進	20

## 第5章 様々な分野における人権行政の推進

I 部落差別問題	21
II 女性の人権問題	24
III 子どもの人権問題	27
IV 高齢者の人権問題	30
V 障がい者の人権問題	32
VI 外国人の人権問題	35
VII 医療をめぐる人権問題	37
VIII 性的少数者の人権問題	39

Ⅹ 様々な人権問題 .....	40
1 プライバシー権の保護 .....	40
2 犯罪被害者やその家族の人権問題 .....	41
3 ネット社会の人権問題 .....	42
4 その他の人権問題 .....	43

## 第6章 計画の推進にあたって

Ⅰ 玖珠町の推進体制 .....	44
Ⅱ 関係団体との連携と町民との協働 .....	44
Ⅲ 計画の推進期間と見直し .....	44

資料編 .....	45
-----------	----

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標 (SDGs = SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) とは、2015年9月に国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成されています。17の目標には、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」や「ジェンダー（社会的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自分で決定し、行動できる能力を身につけること）を図る等がある。

目標4.7 SDGsの目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」のうちのターゲットの1つ。「2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする」ことが掲げられている。

## 第1章 基本計画(改定版)策定にあたって

玖珠町は、1996年(平成8年)10月に「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」(以下「人権条例」という。)を制定し、2005年(平成17年)3月に玖珠町人権施策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定、2015年(平成27年)12月には、「基本計画」の改定を行い、人権が尊重される社会づくりを推進してきました。

今回は、前回の改定から5年が経過しましたが、未だ部落差別問題をはじめ、多くの人権問題が未解決であり、人権を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するため改定するものです。

改定の主な内容は、前回改定以降の人権に関する法律や条例・調査等の内容を盛り込むほか、大分県人権尊重施策基本方針(改定)を受けて改定することとしました。

### I 基本計画(改定版)の背景と経過

国においては、1996年(平成8年)「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会を設置し、人権尊重の理念に関する施策の総合的な推進並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を諮問し、同審議会は、1999年(平成11年)7月に「人権教育・人権啓発に関する答申」を行いました。その結果、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「教育・啓発法」という。)が施行されました。

教育・啓発法第5条には、人権教育・啓発を推進するための施策を策定・実施することが地方公共団体の責務であると定められています。

この規定に基づき、本町は、2005年(平成17年)3月に基本計画を策定、2015(平成27年)に基本計画を改定し、「教育・啓発」とともに「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件は増加の傾向にあり、インターネットによる人権侵害や性的少数者の人権問題など、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しています。

このような中、2016年(平成28年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の3つの法律が施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

玖珠町では、このような情勢に鑑み、また2017年(平成29年)実施した「人権問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、引き続き人権施策を総合的に取り組むための「基本計画」の見直しを行うこととしました。

### II 基本計画(改定版)の性格

- (1) 教育・啓発法、また部落差別解消推進法など人権に関する法令及び人権条例に基づき、本町の人権尊重社会づくりを総合的に推進するための計画です。
- (2) 2015年(平成27年)に策定した基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた計画です。
- (3) 大分県人権尊重施策基本方針を勘案するとともに、「玖珠町第6次総合計画」や町の各分野の基本計画との整合性を図っています。
- (4) 基本計画には、人権条例第7条の規定に基づき、人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の計画、相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の計画及び**社会的弱者に係る人権の諸課題**<sup>\*1</sup>に関する取組の計画並びに人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項を定めます。

### III 基本計画(改定版)の視点

#### 1 人権尊重社会づくりの基本理念

「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念としています。

##### (1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会

すべての人は自分らしく幸せに生きる権利を持っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を尊重し、生きるということを他者との関係のなかで捉え、自己の存在を確かめ、自信を持って自己表現し、

自分らしく生きる自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、人権について正しく理解し、すべての人の人権を相互に尊重し合い、自他の人権を補強していくことが必要です。

## (2) 差別や不合理な較差の解消に向けて取り組む社会

社会には、人を見下し排除しようとする心理(いわゆる差別意識)やその意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差があります。さらに、2006年(平成18年)に国連で採択された「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」では、従来の排除の理論だけでなく、支援を必要とする障がい者に適切な支援を行わないこと(合理的配慮<sup>\*2</sup>の否定)も差別とされ、差別の概念が拡大されています。こうした較差の解消に向けた様々な取組が行われてきましたが、今なお解消されていません。部落差別や固定的な性別役割分担に基づく女性への差別的な処遇、障がい者や高齢者に対する就労面での排除など、多くの不合理な較差があります。これまで部落差別問題に取り組む中で、こうした差別意識や差別行為、不合理な較差は、過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとして、差別の解消に取り組んできました。

人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別については、町民の理解を深めて、解消に向けた取組を進める必要があります。また、障がい者などのほかの社会的弱者が社会的に平等な地位を手に入れるためには当事者の努力だけでなく、社会の側も社会環境の整備や調整などの合理的配慮が必要となります。

## (3) 一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会

少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、皆で子どもや若者を育成し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要です。今後とも「共生社会」の実現に向け、社会のあらゆる分野で「ユニバーサルデザイン<sup>\*3</sup>」や「バリアフリー<sup>\*4</sup>」の取組を進める必要があります。

## 2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの

### (1) 人権行政の確立

町のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供する必要があります。人権尊重社会を確立するためには、人権の尊重を基調として業務に取り組む「人権行政」を一人ひとりの職員が担うことが求められています。人権行政を担うためには、人権を具体化し保障する次の4つの視点で業務を行うことが必要です。

- ① 部落差別問題をはじめとする人権にかかわる重要課題について、社会の理解を広める。
- ② 重要課題についての差別や不合理な較差を解消する。
- ③ 重要課題の当事者や関係者の権利を拡大し、擁護する。
- ④ 重要課題の当事者の社会参加や交流を促進する。

### (2) 人権施策の総合的な推進

行政施策の中で、人権文化を構築し人権尊重の社会づくりを進める施策が人権施策です。人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、重要課題の当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めることが必要です。町のすべての職員がそれぞれの業務の中に人権施策を取り込み、多種多様な人権施策が進められるよう取り組みます。

- 
- \*1 **社会的弱者に係る人権の諸課題** 国連10年町行動計画の重要課題の分野は、「同和問題・女性・子ども・高齢者障がい者・外国人・医療・様々な人権」の8分野としている。基本計画もこの区分に準じて人権問題の重要課題とする。
  - \*2 **合理的配慮** 障害者権利条約で定義された用語で、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利や基本的自由を保障され、行使するために必要な変更や調整で、大きな負担がかからないもの。
  - \*3 **ユニバーサルデザイン** 年齢や性別、障がい、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。
  - \*4 **バリアフリー** 段差などの物理的な障壁(バリア)をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

## 第2章 人権をめぐる社会の取組

### I 国際社会(国連)の取組

- 国際連合(国連)は、国際連合憲章第1条で人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げ、1948年(昭和23年)に世界人権宣言を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。
- 以来、様々な人権に関する国際条約を採択し、「国際年」や「国際10年」を設け、人権に関する国際会議を開催し、国際社会に共同の取組を求めました。特に1994年(平成6年)世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権教育が不可欠であるとの考えの下、「**人権教育のための国連10年**<sup>\*5</sup>(1995年～2004年)」を決議して、国連行動計画を発表しました。
- 引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、その第1フェーズ(2005年～2007年)として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画(この行動計画は2009年まで延長された。)を示しました。その後、第2フェーズ(2010年～2014年)として、「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者への人権教育」を重点とした行動計画、第3フェーズ(2015年～2019年)においては、第1フェーズ、第2フェーズの取組の一層の強化やメディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。さらに、第4フェーズ(2020年～2024年)は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や、若者を重点とした行動計画がしめられるとともに\*「継続可能な開発目標(SDGs)」の\*目標4.7と連携させることとしています。国連は、「国連システム」といわれる加盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んできました。
- 2005年(平成17年)3月、アナン事務総長の報告書「より大きな自由」が発表されました。この報告書の中でアナン事務総長は国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え「人権の主流化」を提唱しました。この提唱を受け国連特別首脳会合で「人権の主流化」の重要性を再確認し、2006年(平成18年)3月にこれまでの人権委員会に替えて、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために国連人権理事会を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化など人権を最優先の考慮事項とする取組が進められています。

### II 国内の取組

- わが国では1947年(昭和22年)に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に児童福祉法が施行され、福祉関係制度の整備が始まりました。1969年(昭和44年)には、わが国最初の総合的な人権施策となる同和对策事業特別措置法が施行されました。
- 1956年(昭和31年)には国連に加入し、これまで「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など14の人権関係条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際年」の取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。1997年(平成9年)には、「国連10年」国内行動計画を策定・公表しました。
- 人権擁護施策推進法により設置された人権擁護推進審議会の「人権教育・啓発の推進に関する答申」を踏まえ、2000年(平成12年)に「教育・啓発法」が制定されました。また、同審議会は、2001年(平成13年)5月に人権救済に関する答申を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が進められています。
- 一方、2000年(平成12年)には「児童の虐待防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定され、2001年(平成13年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、2005年(平成17年)には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」「犯罪被害者等基本法」、2008年(平成20年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定など、新たな人権課題に取り組むための制度化が進められています。
- 2008年(平成20年)の国際的な金融危機に端を発した世界同時不況により、多くの派遣労働者が離職を余儀なくされると同時に住居も失う事態に陥り、憲法第25条の「生存権」の保障が社会問題化し、雇用の在り方

を見直す契機となりました。

- 2013年(平成25年)には、「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至っていない生活困窮者の包括的な相談支援をはじめ、住宅確保給付金や就労支援等が制度化されたほか、「いじめ防止対策推進法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善のための制度的な枠組みが整えられるとともに、2014年(平成26年)1月には子どもの貧困問題の深刻化に伴い「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。
- また、2016年(平成28年)には、差別を解消するため、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに、2019年(令和元年)5月に、アイヌ民族の諸課題に対応するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、パワーハラスメントの防止対策が法制化されました。6月には、児童虐待防止の強化を図るため、児童福祉法等が一部改正される等、人権尊重社会実現に向けた取組が進んでいます。

### Ⅲ 大分県の取組

- 大分県では、これまで部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。また、1998年(平成10年)3月に「県行動計画」を策定し、人権教育・啓発をはじめとする取組が行われました。
- 2003年(平成15年)9月「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、2004年(平成16年)7月には「県行動計画」期間満了後に係る人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」を設置しました。
- これらの調査や意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため2005年(平成17年)1月に大分県人権施策推進本部を設置し、基本計画を策定しました。また、以後の5年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行う「職務推進行動計画」、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。
- また、このような取組を踏まえ、2008年(平成20年)12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年(平成22年)、条例に基づく人権尊重施策基本方針、実施計画(平成22年～平成26年)を策定、2015年(平成27年)に基本方針の改定を行われ、前回の改定から5年が経過し、人権を取り巻く状況が変化しているなどを踏まえ、2020年(令和2年)に改定を行いました。

### Ⅳ 玖珠町の取組

- 1995年(平成7年)1月に「玖珠町同和問題啓発大綱」を策定し、翌年に「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定しました。1998年(平成10年)11月に「人権教育のための国連10年」玖珠町推進本部を設置するとともに、計画の策定と計画の推進に町民の意見を反映するため、玖珠町「人権教育のための国連10年」推進懇談会を設置しました。この懇談会の意見をとりいれながら、2000年3月「人権教育のための国連10年」玖珠町行動計画を策定し、人権教育・啓発をはじめとする取組が行われました。
- 2004年(平成16年)「人権教育のための国連10年」行動計画が終了することから、本町の人権施策を継続的に進めるために、2005年(平成17年)3月「玖珠町人権施策基本計画」を策定し、2008年(平成20年)実施計画を策定し、2015年(平成27年)に基本計画の改訂を行い、年度ごとに実施計画を検証しながら人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行ってきました。

---

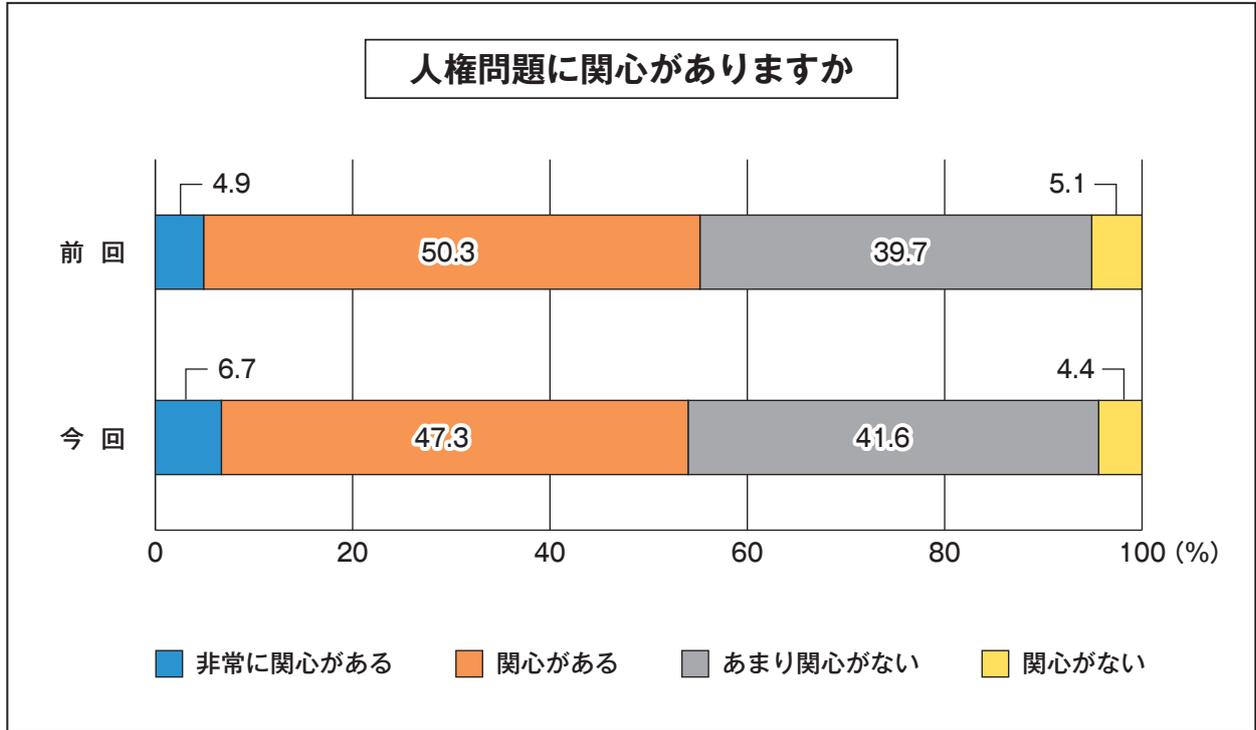
\*5 人権教育のための国連10年 1995年(平成7年)～2004年(平成16年)。1994年(平成6年)の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化(人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること)の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及すること、などが示されている。





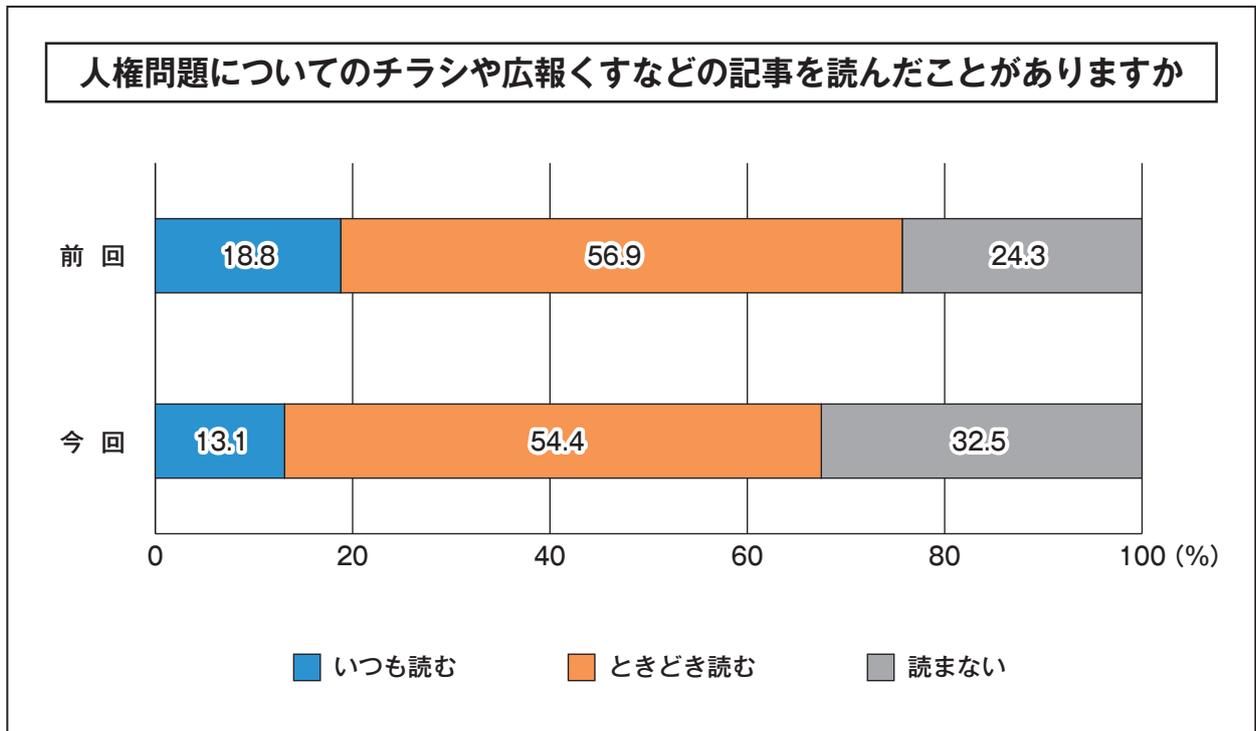
○設問 人権問題に関心がありますか

前回調査より「非常に興味がある」と回答した人が1.8ポイント増加し、「興味がある」と回答した人が3.0ポイント減少しています。また、「あまり興味がない」と回答した人が1.9ポイント増加しています。



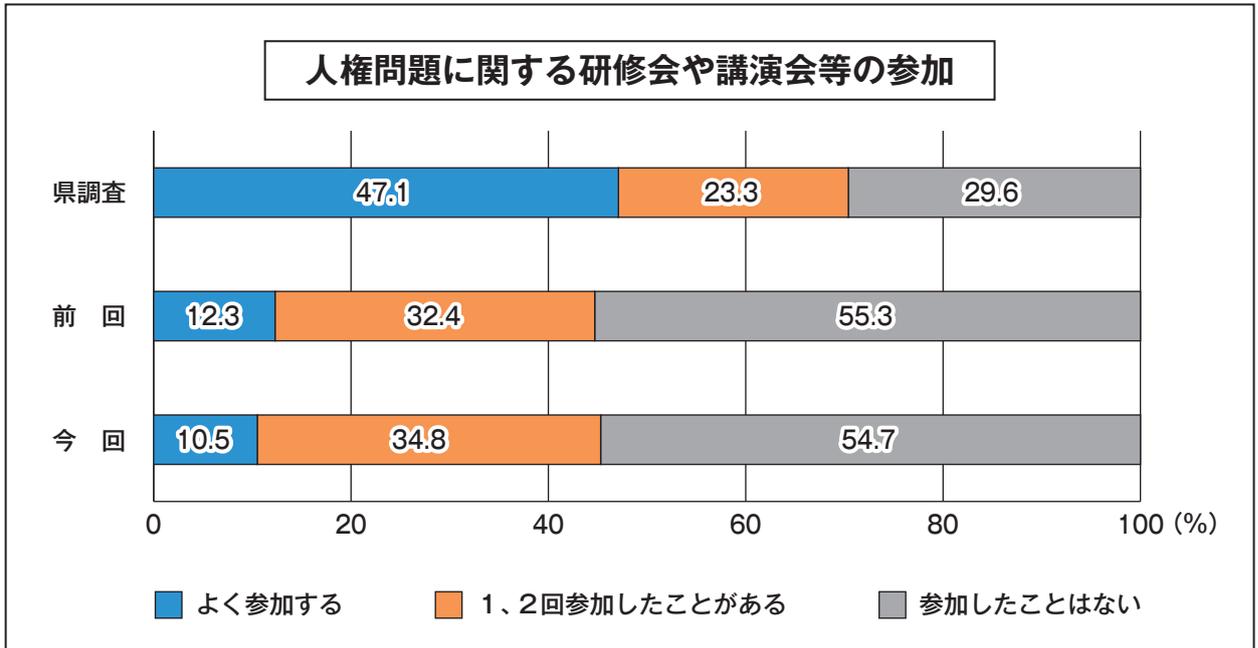
○設問 人権問題についてのチラシや広報くすなどの記事を読んだことがありますか

前回調査と比べ「いつも読む」と回答した人が5.7ポイント減少し、「読まない」と回答した人が8.2ポイント増加しています。



○設問 人権問題に関する研修会や講演会等の参加について

前回調査と比べ「よく参加する」と回答した人は少し減って、「1、2回参加したことがある」と回答した人が増えています。また、大分県調査と比べ「よく参加する」と回答した人は少なく、「参加したことはない」と回答した人の割合が多い。



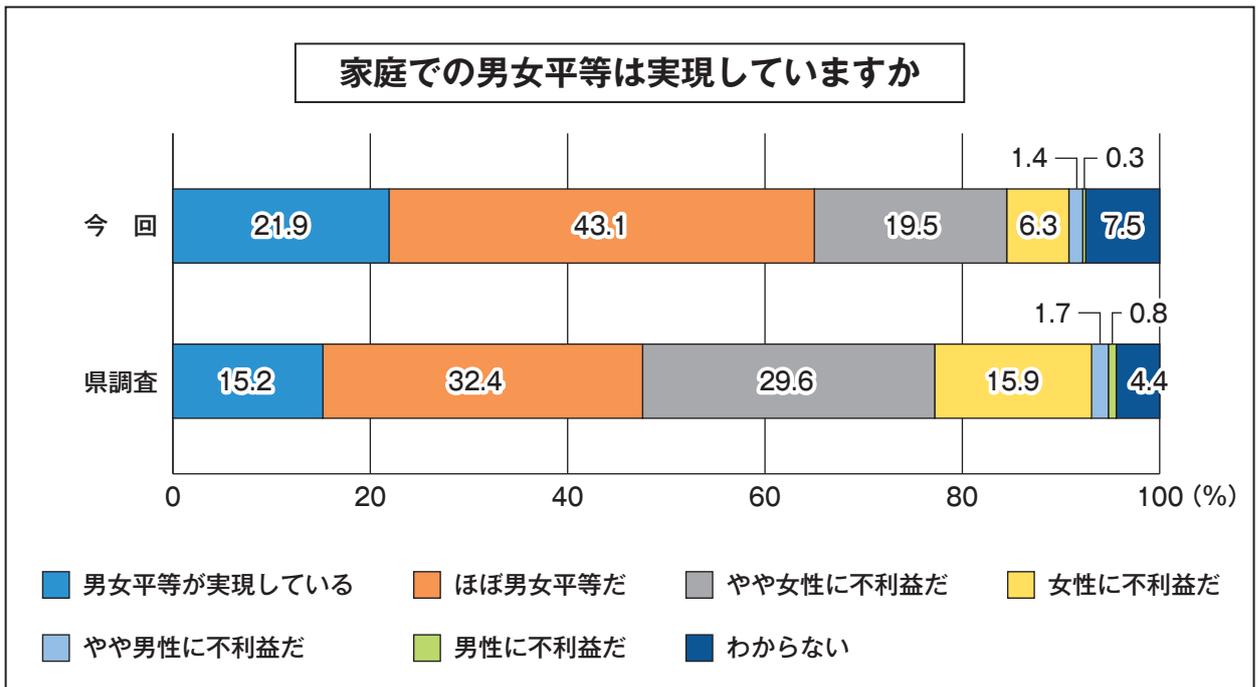
(3) 重要課題の分野別の特徴

① 女性の人権問題

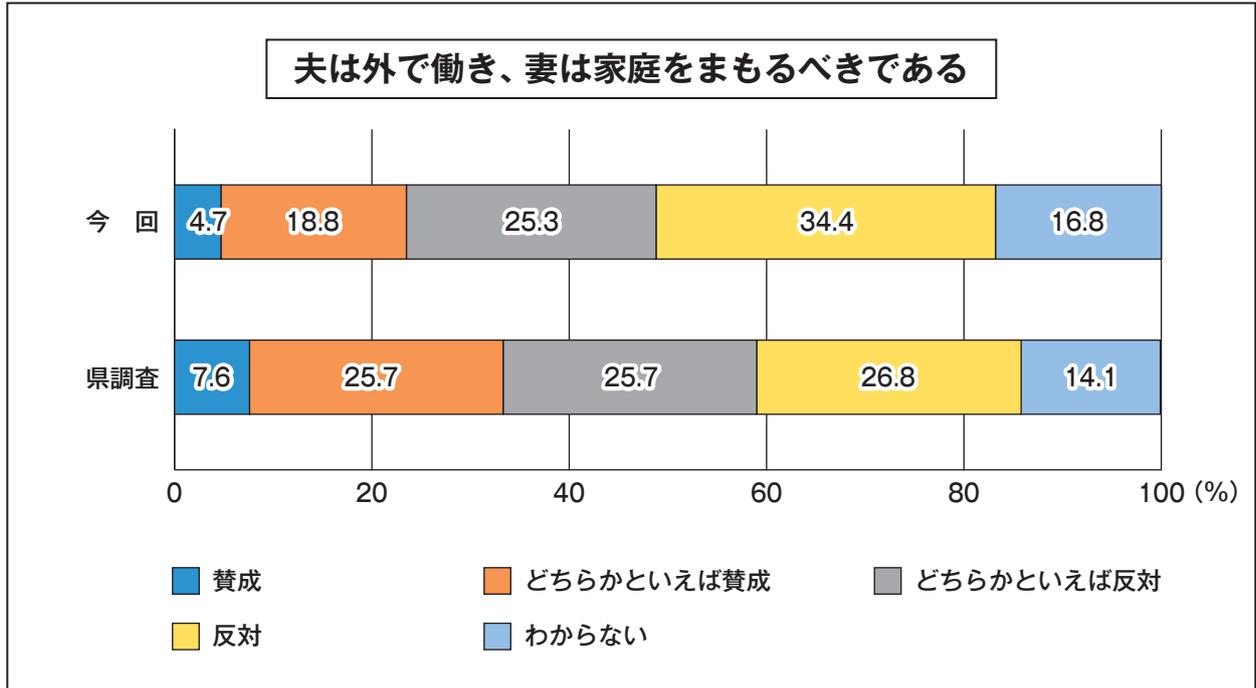
○設問 家庭での男女平等は実現していますか

家庭での男女平等について、ほぼ男女平等が43.1%、男女平等が実現しているが21.9%、やや女性に不利益が19.5%・女性に不利益が6.3%、やや男性に不利益だ1.4%、男性に不利益が0.3%、わからない7.5%になっています。

また、大分県調査と比べ、賛成・どちらかといえば賛成がやや少なく反対がやや多くなっています。



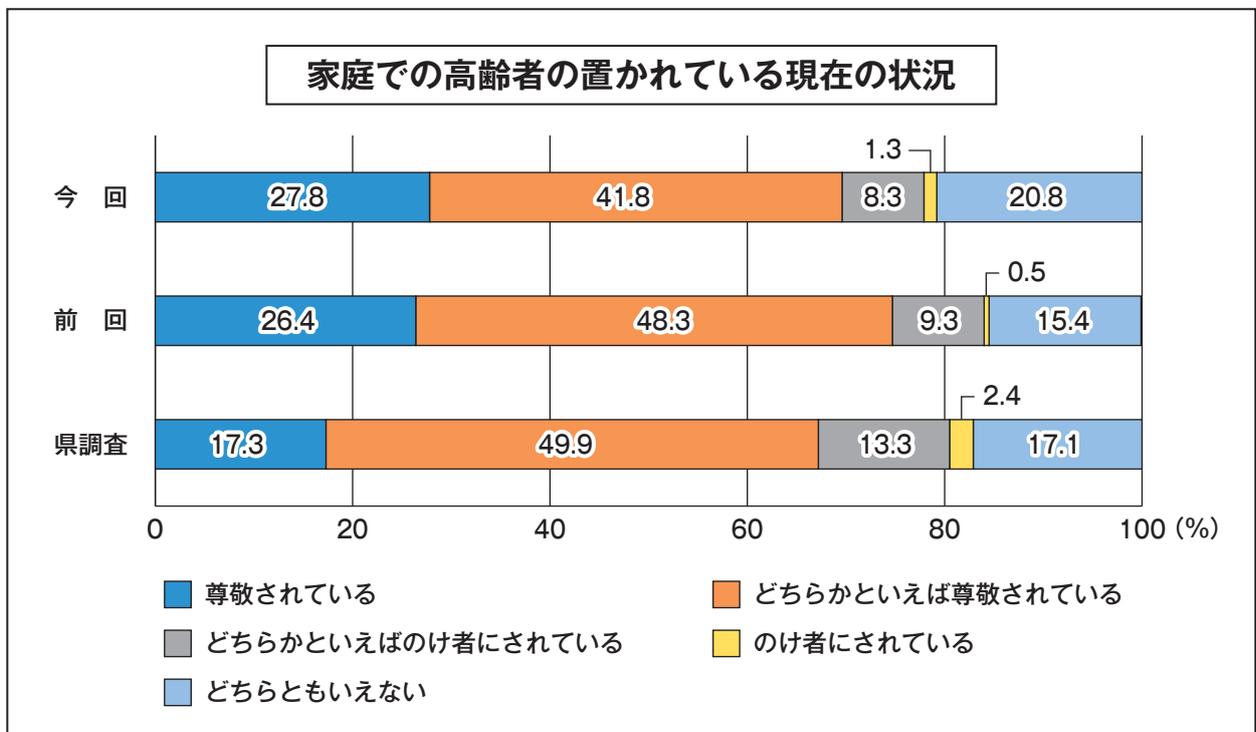
○設問 夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである



② 高齢者の人権問題

○設問 家庭での高齢者の置かれている現在の状況について

家庭の中では「尊敬されている」27.8%、「どちらかといえば尊敬されている」41.8%、「どちらかといえはのけ者にされている」8.3%、「のけ者にされている」1.3%、「どちらともいえない」20.8%となっている。前回調査より「どちらかといえば尊敬されている」が減って「どちらともいえない」が増えています。

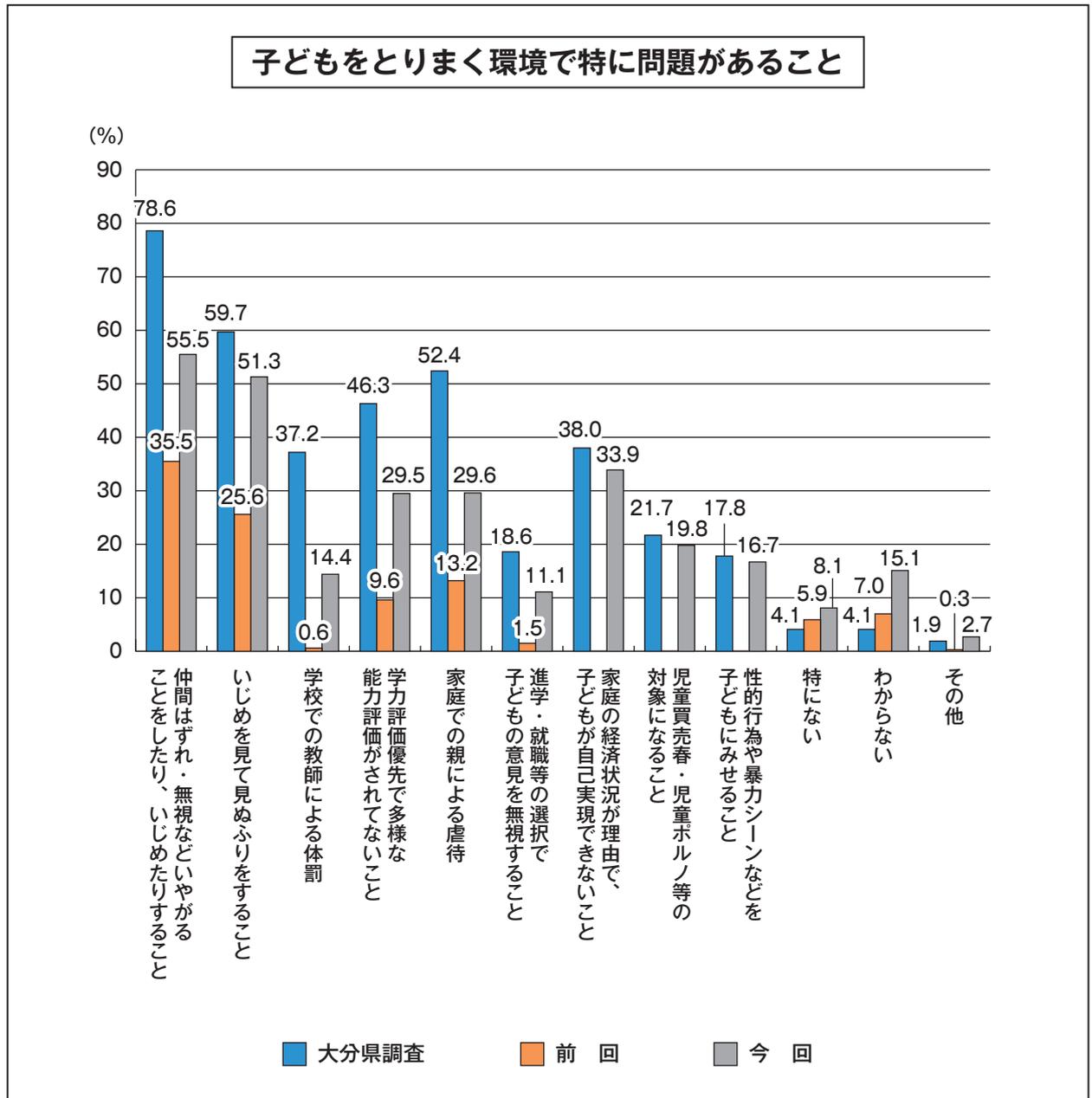


③ 子どもの人権問題

○設問 子どもをとりまく環境で特に問題があること

前回調査は一つだけ、今回調査はいくつでも選択となっているため、単純に比較はできませんが前回調査と比べて、仲間はずれ、無視などいやがることをしたりいじめたりすること、いじめを見て見ぬふりをする事、家庭での親による虐待などの割合の高い順番は変わっていません。

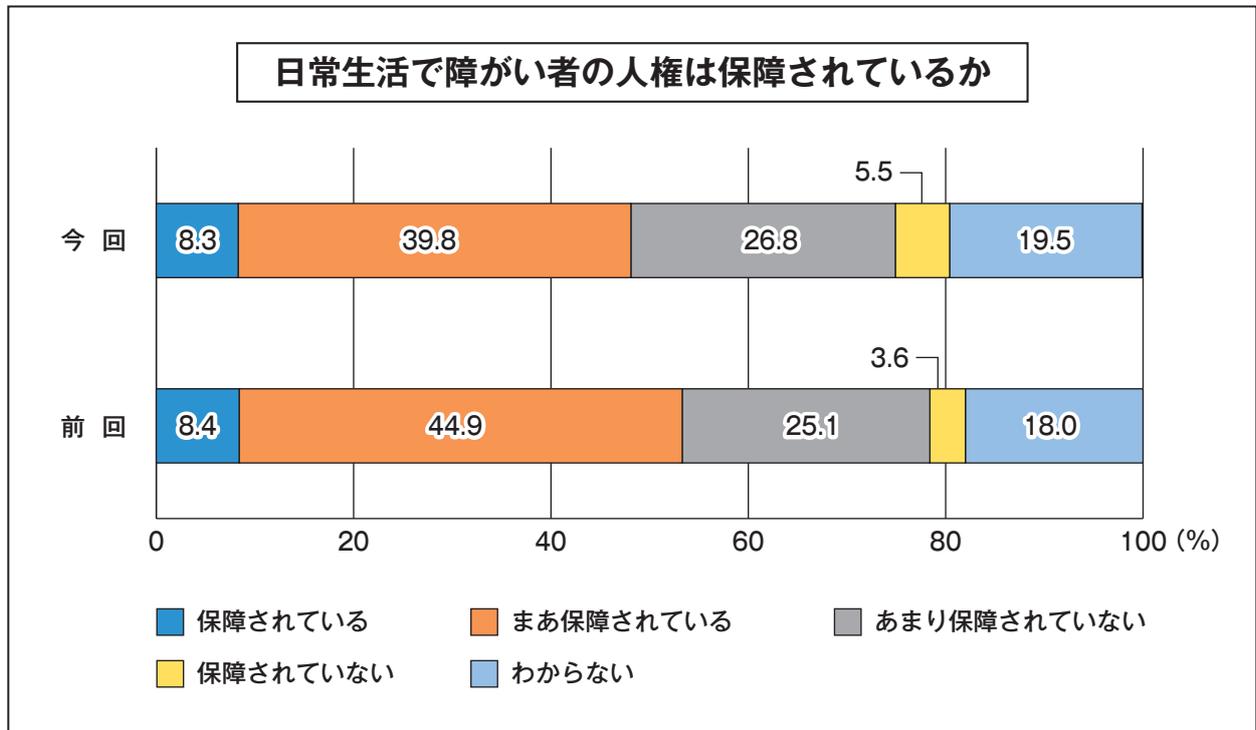
大分県調査と比べて、仲間はずれ、無視などいやがることをしたりいじめたりすること、いじめを見て見ぬふりをする事、家庭での親による虐待、学校での教師による体罰などが少なくなっています。



④ 障がい者人権問題

○設問 日常生活で障がい者の人権は保障されているか

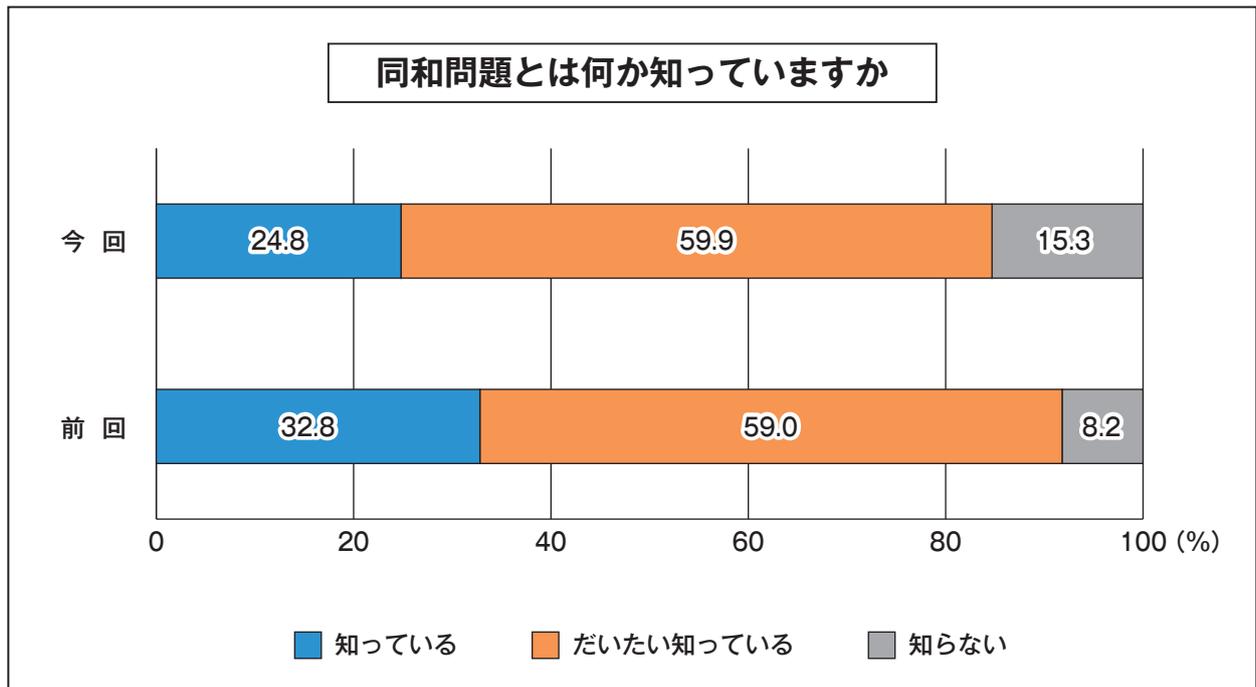
前回と比べ、「まあ保障されている」が減り、「あまり保障されていない」、「保障されていない」が少し増えています。また、大分県調査と比べあまり違いはありません。



⑤ 部落差別問題

○設問 同和問題とは何か知っていますか

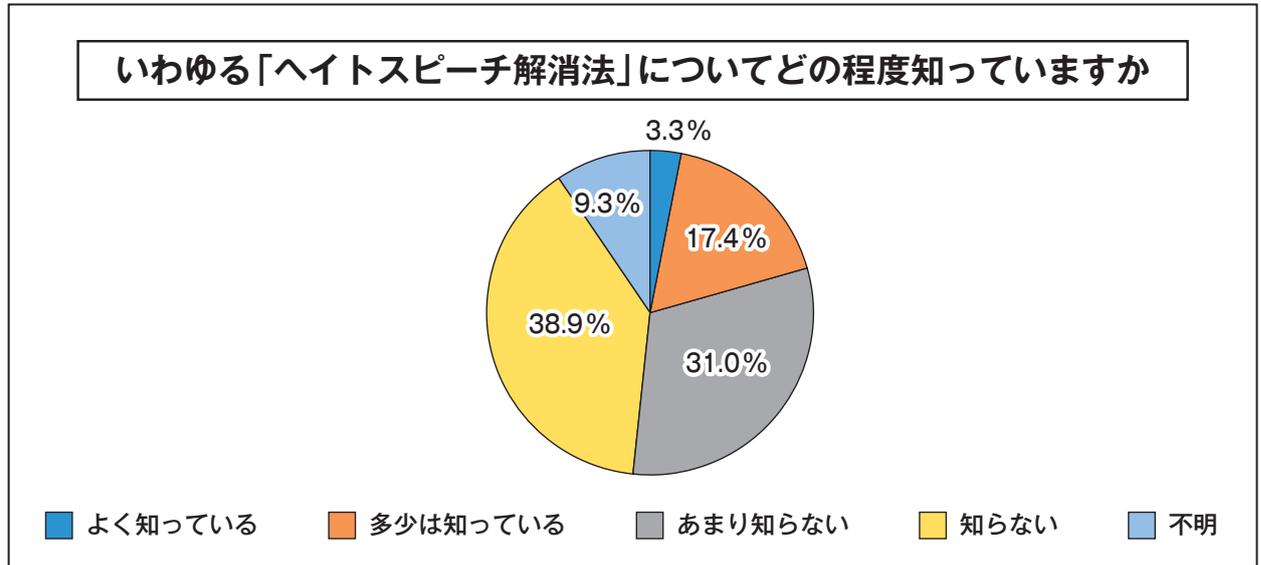
前回調査と比べ、知っているが減って、知らないが増えています。人権問題のチラシ・広報紙・啓発記事をよく読む人ほど、知っています。また、人権問題の研修会・講演会によく参加する人ほど知っているが多くなっています。



⑥ 外国人の人権問題

○設問 いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」についてどの程度知っていますか

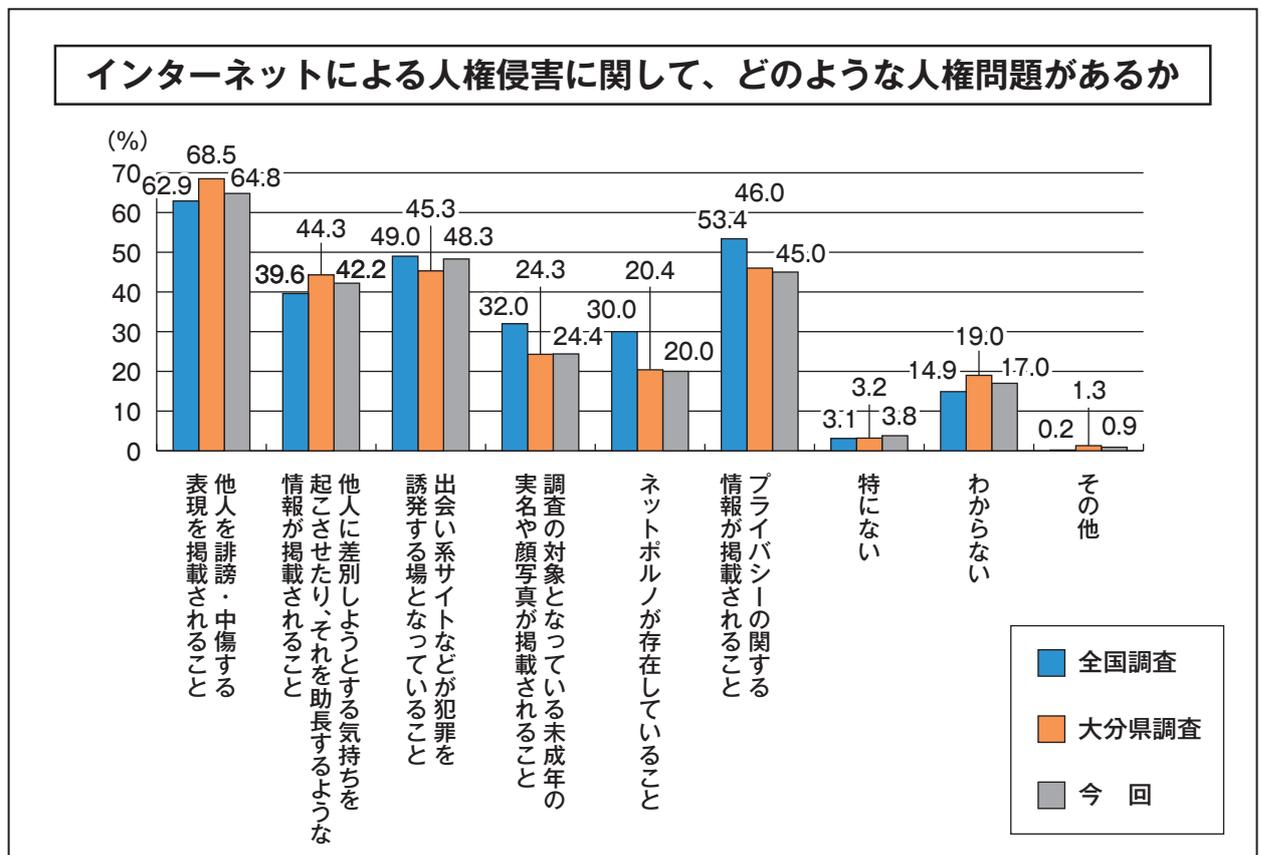
「よく知っている」3.3%、「多少は知っている」17.4%、「あまり知らない」31.0%、「知らない」38.9%  
 います。「あまり知らない」、「知らない」をあわせると70%の人がこの法律を知らないとなっています。



⑦ インターネットの人権問題

○設問 インターネットによる人権侵害に関して、どのような人権問題があるか

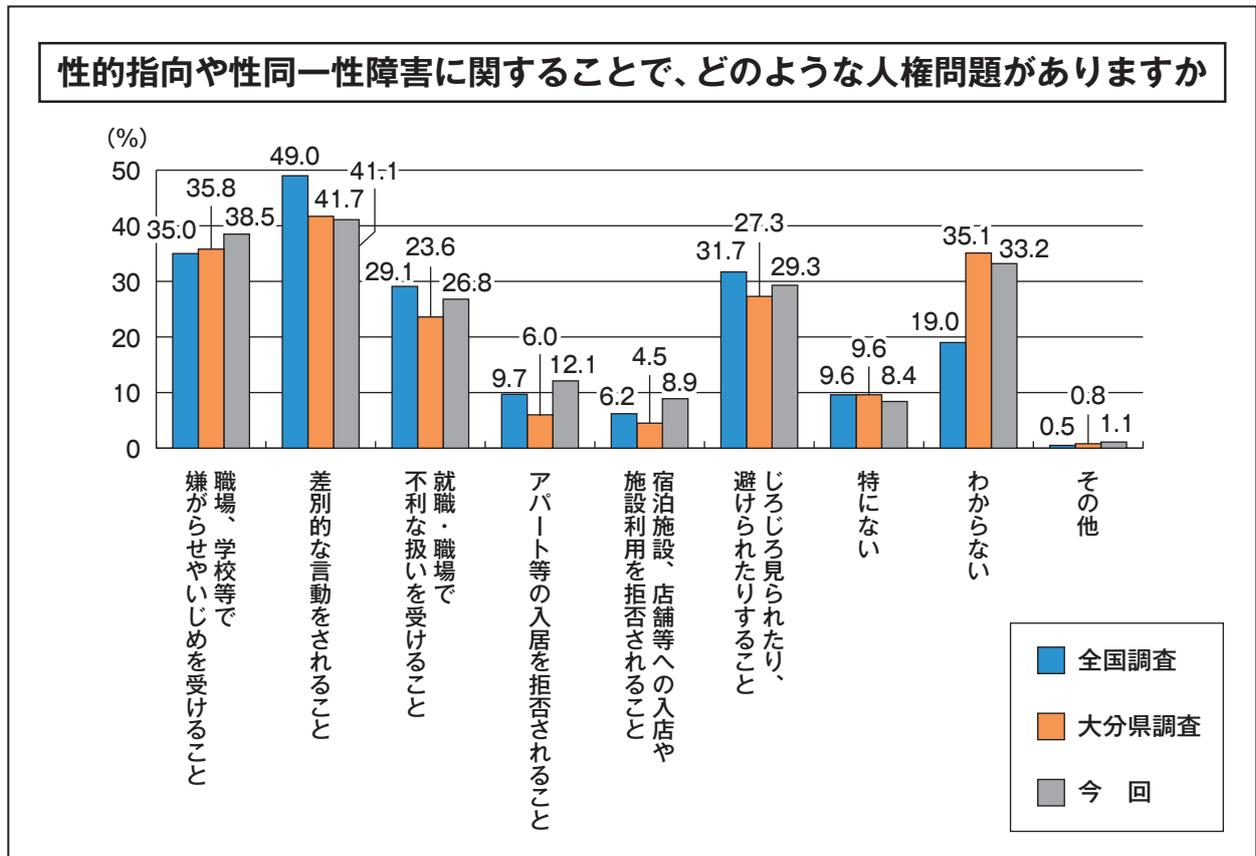
大分県調査とほとんど違いはありません。全国調査と比べ、捜査の対象となっている未成年の実名や顔写真が掲載されること、ネットポルノが存在していること、プライバシーに関する情報が掲載されることが少なくなっています。



⑧ 性的少数者の人権問題

○設問 性的指向や性同一性障害に関することで、どのような人権問題がありますか

大分県調査と比べ、あまり違いはありません。全国調査と比べ、差別的な言動をされること、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けることがやや少なくなっています。



## 第4章 人権尊重施策の総合的な推進

### I 人権教育・啓発の推進

人権尊重施策の主要な柱は人権教育・啓発の取組です。以下の事項に留意して、あらゆる場における教育・啓発に取り組めます。

- ① 学習だけでなく広報や普及の取組を重視する。
- ② 世界人権宣言など国際人権基準を普及する。
- ③ 知識の普及だけでなく、手法の開発や態度の形成に取り組む。
- ④ 部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づき、具体的な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組む。

#### 1 あらゆる場における教育・啓発の推進

##### (1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進

###### ○家庭における現状と課題

家庭教育は個人の人権を尊重し命の尊さを認識して、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童や高齢者に対する虐待など人権侵害の問題も増加傾向にあります。

###### (推進方針)

- ① 家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、人権学習講座などを通じて、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。
- ② 大人が自信を持って家庭教育に取り組めるよう、各種相談窓口の充実や学習機会の拡充、研修資料の支援・充実に努めます。
- ③ 児童虐待等に対する相談窓口を充実し防止のための啓発に努めます。

###### ○地域社会における現状と課題

地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育内容の充実に努めています。社会教育課主催の人権公開学習講座、自治会館や隣保館などの施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供していますが、学習プログラムの整備や指導者の養成は十分とはいえません。

###### (推進方針)

- ① 住民の主体的な参加を促すために地域の実態に即した具体的な課題の把握に努めます。
- ② 4地区の人権教育啓発推進協議会などの民間団体と連携して、推進体制の充実に努めます。
- ③ 人権教育に関する指導者の養成や指導体制の充実に努めるとともに、全国的な研修会や県主催の研修会に積極的に参加します。
- ④ 学習プログラムの提供や資料配付、講師等の情報提供を行い、住民の学習活動の活性化を支援します。

##### (2) 学校や幼稚園、認定こども園・保育所における教育・啓発の推進

###### ○認定こども園・保育所における現状と課題

乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるようにつとめなければなりません。

そのため、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する保育を行う必要があります。

(推進方針)

- ① 人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ② 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③ 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。
- ⑤ 入所する子ども等の個人情報適切に取り扱います。
- ⑥ 玖珠町人権保育連絡協議会の活性化に取り組みます。

○幼稚園・小中学校における現状と課題

小中学校（以下、幼稚園を含む。）における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った幼児、児童生徒を育成することを目的としています。そのため、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。

しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の取得に終わってしまったりしている現状もみられます。また、児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。今後も、児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。

(推進方針)

- ① 学校が幼児、児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ② すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ推進担当者を確立して、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ③ 各学校で地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通に理解したうえで人権教育目標を定め全体構想を作成し、指導計画に位置づけます
- ④ すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、体験的参加型学習の導入など教育内容や方法を工夫したうえで、学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
- ⑤ 学校内の人権教育の取組について家庭、地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイルに配慮した取組を工夫します。

(3) 企業・団体における教育・啓発の推進

○企業における現状と課題

企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。

そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。公正採用については、国の労働局が事業所に「公正採用選考人権啓発推進員<sup>\*6</sup>」を選任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。しかし、町内の企業の現状として、総じて小規模な事業所が多いため、個別に人権・部落差別問題の講演会・研修会・学習会を実施できるのはごく少ないのが現状です。

**(推進方針)**

- ① 町内企業人権・部落差別問題研修会を継続的・計画的に実施し、町内の事業所職員の啓発及び啓発担当者の指導・育成に取り組みます。
- ② 人権・部落差別問題の講演会等への参加を促すため、企業訪問を実施し、広報や情報提供を行います。また、町商工会と連携をし、教育・啓発活動を積極的に推進します。
- ③ 人権・部落差別解消推進教育及び啓発に取り組む事業者に対してその活動を支援します。

**○団体における現状と課題**

人権・部落差別解消推進教育及び啓発の推進を目的として、町行政・教育委員会・各種団体・運動体で構成された「玖珠町人権同和教育・啓発推進協議会」が1981年(昭和56年)に結成され、1996年(平成8年)には、町民一人ひとりに同和問題の知識を正しく持ってもらう為に4地区に「人権同和教育・啓発推進協議会」が結成をされました。

しかし、人権啓発の研修等の取組を主体的に実施している団体は限られており、多くの団体は行事参加に留まっています。

**(推進方針)**

- ① 構成各団体に対する研修を実施します。
- ② 構成団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。

**(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進****○町職員に対する教育・研修の現状と課題**

町職員については、人権・部落差別問題の解決のため主体者として、日頃より人権意識の高揚と人権感覚が求められています。初任者研修や全体研修会を定期的を実施するほか各職場(課単位)から人権・部落差別問題啓発推進委員を任命し、委員研修、各種研修会への参加をはじめ、職場研修を通じて人権意識の高揚を図っています。

**(推進方針)**

- ① 職員の人権研修は、今後も継続して計画的に実施するとともに、ワークショップやフィールドワークなど体験的参加型学習を取り入れ職員の「人権感覚」の醸成を図ります。
- ② 職員一人ひとりが職務を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行することができるよう部落差別問題研修の推進を図っていきます。
- ③ 職員に対する人権・部落差別問題研修を効果的に実施するために、人権施策推進本部のもと各課連携して、有機的連携関係を推進していきます。

**○教職員に対する教育・研修**

小中学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報取扱い等の人権上の配慮に努めています。特に、「スクール・セクハラ防止のための啓発リーフレット」を作成・配布し、それを活用して各学校で研修を実施しています。さらに、(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会主催の研修会や県内外で開催される研修会や玖珠郡人権教育・部落差別解消推進研究協議会の研究大会等に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題としてとらえ人権問題に対する理解と認識を深めながら、児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。

\*6 公正採用選考人権啓発推進員 ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

○医療関係者に対する教育・研修

高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請します。

○福祉・保健関係者に対する教育・研修

障がい者や高齢者、子どもと直接接する機会の多いケースワーカーや民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネージャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう関係団体・関係機関に要請します。

## II 相談・支援・権利擁護の推進

人権教育・啓発の目的は、町民全体が人権を正しく理解し人権を尊重する態度を示し、行動する人権文化を構築することです。一方、一人ひとりの町民が自己実現を追求するためには具体的な生活の中の様々な問題を解決する必要があります。また、差別的な取扱いを受けたり不合理な較差が生じたりしていれば、その解消に努める必要があります。こうした問題を解決するためには、重要課題の当事者や関係する人々をはじめ、全ての人が相談したり、支援を受けたり、自らの権利を行使できるなどの仕組みが必要です。特に部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づいた、相談体制の充実に努めます。

(現状と課題)

人権の重要課題や環境、消費者の問題については、行政・教育機関や警察で相談や支援、権利擁護の取組が行われています。また、人権侵害については、法務局や人権擁護委員が人権相談や人権侵犯事件を担当し、最終的には裁判所で被害者の救済について決定されます。

しかし、県民意識調査(平成30年度)では、人権侵害を受けたときの対応について「相談機関に相談した」とする回答は2.8%「弁護士に相談した」とする回答は2.4%「警察に相談した」とする回答は1.5%と合計でも6.7%に過ぎません。また、人権侵害を受けた場合に相談できる機関があることを知らない人は32.1%となっています。一方、差別されたり、人権が侵害されたりしたことがあるとする回答は28.9%となっており、人権問題に関する相談の潜在的なニーズは高いと考えられます。

今後は、人権意識の高揚や人権課題の多様化・複雑化が進み、自己実現の追求支援や人権侵害の救済など行政が取り組むべき課題が増えることが予想されます。これに対応するため、簡易・迅速・柔軟・総合的な取組が必要です。

(推進方針)

- ① 町民が簡易・効果的に相談できるような人権問題に関する総合的な相談窓口のあり方を検討します。
- ② 人権問題に関する相談者の状況や相談の内容に応じた柔軟な手法を工夫するなど、相談機能を充実するよう努めます。
- ③ 高齢者・障がい者等の福祉分野や男女共同参画の分野で取り組まれている人権問題に関する苦情解決制度の充実に努め、その他の分野における苦情解決制度の整備に努めます。
- ④ 相談や支援、権利擁護について、国、県等との連携を図ります。
- ⑤ 町が行う物品の調達等に際して、障がい者優先調達推進方針に基づき、障がい者就労施設等から調達の推進を図ります。

## 第5章 様々な分野における人権行政の推進

わが国や本町での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。本方針では重要課題として、わが国における固有の人権問題である部落差別問題をはじめとする9つの課題で整理しています。なお、昨今、社会的関心が高まっている性的少数者の人権問題を重要課題の一つとして位置づけました

### I 部落差別問題

#### 1 これまでの取組、現状と課題

##### (1) 国の取組

- 部落差別問題は、一部の国民が出身を理由に結婚や就職など人生の節目で不当な扱い（差別）を受け人権問題です。国は、1965年（昭和40年）の「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和対策審議会答申を踏まえて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法を制定しました。
- この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。同和対策に係る3つの特別措置法は2002年（平成14年）3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。
- 長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上で差別的情報を流布するなどの問題が存在しています。
- こうした中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、2016年（平成28年）に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を掲げ、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の実施について定めています。

##### (2) 県の取組

- 県内においても、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。
- 社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、**隣保館**<sup>\*7</sup>での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。
- 産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。
- 職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。
- 教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。学校教育では、教職員の資質向上や教材の研究事業の実施などに取り組みました。
- 社会教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組みできました。
- 県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

\*7 **隣保館** 部落差別問題の解決を目的として設置され、1997年（平成9年）から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

### (3) 玖珠町の取組

- 玖珠町においても、「同対審答申」の精神を継承し、同和問題の解決が国民的課題であるとともに、町行政の責務であるという認識に立ち、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。
- 生活環境の改善では、公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。
- 社会福祉の増進では、老人福祉年金や医療費の補助、隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。
- 産業の振興では、農業の振興のため生産基盤・近代化施設の整備等に取り組みました。
- 職業の安定では、職業相談等による就職の支援に取り組みました。
- 教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のため同和教育推進教員等による学習指導や進路指導等に取り組みました。
- 町民啓発の推進では、1995年（平成7年）1月「玖珠町同和問題啓発大綱」を策定し、計画的な啓発による町民の人権意識の高揚と同和教育の深化・充実を積極的に推進するとともに、翌1996年（平成8年）「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めることを定めました。具体的には、町民の同和問題への理解と認識を深め差別意識を解消するため、学校教育での同和教育の推進や、各種イベントの開催をはじめ自治会館・人権同和啓発センター（隣保館）での人権講座や企業への啓発、人権学習に取り組む各種団体の取組への支援等を行ってきました。「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、2019年（令和元年）に部落差別解消推進法に関する基本方針及びに部落差別解消のための人権・同和教育基本方針を定め、さらに「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を部落差別解消推進法の趣旨等を加える改定を行いました。

### (4) 現状と課題

- 1996年（平成8年）5月の地域改善対策協議会の意見具申では、これまでの対策は、「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない」とし、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる」と総括しており、今後も、人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進を中心に、一般対策において課題解決に向けて取り組む必要があります。
- 近年、インターネット等の普及により、部落差別を助長する事件・事象（全国部落調査復刻版事件や被差別地区の地名を暴くなどの悪質な行為）が繰り返し発生をし、問題解決には至っていない状況であります。
- 全国・県・市町村が行っている人権意識に関する調査の結果では、部落差別問題に関する知識や関心が薄れている傾向にあり。特に若年層に目立っています。

## 2 部落差別の解消の推進と基本方針

### (1) 部落差別の解消の推進

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的として、本方針において、部落差別の解消に向けた取組を定めます。

## (2) 基本方針

- 人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本町における重要な課題の一つであり、今後も部落差別解消は人権行政の原点であり重要な柱です。部落差別解消を進めるうえで、国の同和対策審議会答申の基本精神や**1996年(平成8年)地対協意見具申**<sup>\*8</sup>の趣旨及び部落差別解消推進法の理念を踏まえた基本方針とします。
- 部落差別問題は基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて積極的に取り組みます。
- 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け実施します。
- 教育・啓発については、すべての町民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、あわせて、部落差別の解消の教育・啓発を推進します。
- 国や県、関係団体との連携を図り、地域の実態を把握しつつ、各種施策を推進するとともに、地域の実情に応じた相談や教育・啓発の充実に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 生活環境の改善

社会基盤の整備では、道路整備、公共施設の整備、危険箇所対策などの整備、改善を図ってきました。また、住宅政策は、低所得者への住宅の確保や劣悪な環境にある地域の改善等を中心に取り組み、ある程度の成果を得られました。しかし、人口減少によるコミュニティの崩壊危機、高齢化による地域活力の衰退など新たな問題も指摘されています。今後は、過疎地域等における定住の促進や、高齢社会への対応、環境への配慮、安心・安全な住まいへの改修、住民参加によるまちづくり等を重要な課題とし、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡に配慮しながら事業を推進します。

### (2) 社会福祉の増進

住民の誰もが安心して、生きがいをもつて暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、地域福祉の推進を担う様々な主体との協働・支援をもとに、みんなで支え合い、安全・安心の暮らしをつくることを基本理念とした「第3次地域福祉計画」に基づき進めます。

高齢者や障がい者施策については、地域の実情や事業対象者の状況、地域住民等の意見を踏まえたプラン・計画での施策を総合的・計画的に実施していきます。

ひとり親家庭施策については、各種支援策相談・指導事業を実施していますが、実態調査を通して課題とニーズの把握に努めます。住民参加の活動においては、隣保館や集会所など地域の公的施設を有効に活用します。

### (3) 産業の振興

農業の振興については、生産基盤や近代化施設の整備等により経営規模の拡大や経営の安定を図ってきましたが、施設の低利用や遊休化もみられることから、今後とも農家の主体的な努力を支援します。また、地域農業の担い手の育成を図るため、集落営農の推進など地域農業の持続的な発展を支援します。

中小企業の振興については、小規模企業者に対して、経営体質の強化や倒産防止対策を充実する中で、商工会等の経営指導により小規模企業者の経営の改善や自立を支援します。

<sup>\*8</sup> 1996年(平成8年)地対協意見具申 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について、平成8年5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。

(4) 職業の安定

就職困難者等の就労支援については、隣保館を相談窓口とし、ハローワーク等と連携しながら就職についての助言・指導を行っていきます。また、公正な選考採用については町内企業に対する人権講習会等を通じて継続的な啓発を進めます。

(5) 教育の充実

学校教育においては、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる幼児児童生徒の育成に向けて取り組んでいます。人権教育の中で「人権感覚」と「知的理解」を基盤として、発達段階に応じて系統的に取り組むことにより、「人権問題の解決に向かう実践力」のある幼児児童生徒の育成を図ります。

社会教育においては、部落差別の解消を核とした学習・啓発活動を、あらゆる学習の機会を通じて推進しています。身の回りにある人権課題について学習を深め、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくそうとする具体的な態度や行動に現れる住民の育成を図ります。

さらに、部落差別解消のための人権・同和教育基本方針に基づき、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、一層の推進を図ります。

(6) 町民啓発の推進

2017年(平成29年)の「人権問題に関する町民意識調査」では、同和問題とは何か知っていますかという質問に、「知らない」と回答した人が増加していることや同和問題が学校で教科書にとり上げられ同和教育がされていることを知っていますかという質問に「知らない」と回答した人が増加しているなど部落差別問題についての認識が薄れてきています。また、人権関係の研修会や学習会に一度も参加したことがないとする回答が前回調査と同様、過半数を超えており、人権問題について消極的な傾向が多く見られます。このことから、部落差別問題を正しく理解するため、さらなる啓発の取組が必要と思われる。町民啓発の推進については、具体的に以下の6点を重点に推進します。

- ① 部落差別解消推進法について、町民への周知を図ります。
- ② 「町民の集い」については、多くの町民の学習の場となるよう、工夫します。
- ③ 広報紙は、町内全戸に配布されることから、啓発の特集記事や町民へ部落差別問題の啓発行事の広報を充実・強化します。さらに、インターネット(ホームページ)の効果的な活用等、若年世代等の生活周期に適合するよう啓発媒体・方法を工夫します。
- ④ 地区推進協をはじめ各種団体と連携しながら啓発活動を推進します。
- ⑤ 事前登録型本人通知制度の啓発、登録促進を推進します。
- ⑥ 部落差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、一層の取組の充実を図ります。

(7) 相談・支援体制の充実

- ① 隣保館は、地区住民の生活相談全般に深く関わってきており、今後とも相談・支援体制を充実・強化できるよう関係団体との調整を図ります。
- ② 部落差別問題を理由とする人権侵害を受けた地区住民の相談に対応するため、隣保館をはじめ関係機関との連携を推進します。

## II 女性の人権問題

### 1 これまでの取組

(1) 国・県の取組

○国は、1975年(昭和50年)国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。1985年(昭和60年)には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整

備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

- 法整備では、1997年（平成9年）に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加されました。1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され男女共同参画社会の形成が促進されました。さらに、2016年（平成28年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行、2019年（令和元年）6月に一部改正が公布され、女性の職業生活における活躍が迅速かつ重点的に推進されることとなりました。
- また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は2004年（平成16年）に一部改正され、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援を明確化し、さらに2007年（平成19年）にも一部改正され、再度の保護命令制度の拡充と市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化しました。また、2013年（平成25年）にも、一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。
- 大分県は、2001年（平成13年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。また、2016年（平成28年）3月に「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しています。
- 2002年（平成14年）には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 2005年（平成17年）、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」を策定し、2009年（平成21年）2月には、DV被害者支援を強化するため同計画を改訂し、さらに2012年（平成24年）3月に、DV被害者の保護と自立支援を強化するため同計画を改定しました。
- 加えて、2017（平成29年）3月に、暴力根絶のための啓発と教育の充実のため、同計画を改定しました。
- 2002年（平成14年）には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため大分県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の拠点施設として「消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>」を開設し、それ以来「女性の総合相談」を受けていた「アイネス」を2009年（平成21年）8月には県内2か所目となる配偶者暴力相談支援センターに指定しました。
- 2016年（平成28年）4月、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設しました。

## (2) 玖珠町の取組

- 玖珠町では、国・県の動向を受け、2001年（平成13年）庁内の職員による「男女共同参画推進基本計画策定委員会」を設置し、玖珠町男女共同参画プランの策定に向けた取組が始まりました。
- 翌2002年（平成14年）4月には、町内の成人者から無作為に抽出した100名を対象に「玖珠町男女共同参画社会づくりのためのアンケート」を実施し、男女共同参画に関する町民意識の動向を把握するとともに、同年6月、町内の有識者等による「男女共同参画推進基本計画策定懇話会」を設置しました。2003年（平成15年）3月、その懇話会による協議を経た後、「くすまち男女共同参画プラン」（くす・女と男のコラボレーションプラン・21）を策定、その後、2011年（平成23年）4月に「くすまち男女共同参画プラン（第2次計画）」に改定し、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会「男女共同参画社会」の実現にむけての取組をすすめています。また、2008年（平成20年）に男女共同参画推進の基本理念等を定めた「男女共同参画推進条例」を制定しました。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。

2017年(平成29年)9月「人権問題に関する町民の意識調査」女性に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますかの質問で、多い項目順位に「職場での差別待遇」、「固定的役割分担」、「強姦、強制わいせつ等の性犯罪等」、「セクシュアル・ハラスメント」、となっています。女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。

### (2) 基本方針

男女共同参画社会の実現を基本目標として、第3次玖珠町男女共同参画プランに基づき、以下の事項を基本方針とします。

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう啓発に努めます。
- ② 女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のため、広報・啓発に努め、また、被害女性の救済、保護、自立支援への取組の充実を図ります。
- ③ 女性の生涯を通じた健康を支援するため、健康教室や相談体制の確立を図るとともに、男女がお互いの性について正しく理解できるよう、学習機会の提供などの教育・啓発に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 教育・意識啓発の推進

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、町民の意識の改革に向けた取組など、関係団体とも連携した啓発活動の充実を図ります。
- ② 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するための啓発・教育の充実に努めます。
- ③ ドメスティック・バイオレンスに関する予防、啓発のための取組の充実を努めます。

### (2) 福祉保健の充実

- ① 女性が思春期や出産期、子育て期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康の保持・増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、自ら適切な行動を選択し健康を享受できる学習機会の提供などの普及啓発に努めます。
- ② 性に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、性感染症やエイズの予防に関する教育を推進します。

### (3) 就労の安定

- ① 事業主や労働者に対し、男女雇用機会均等法の徹底及び企業の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進について啓発に努め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。
- ② 働く場での性別による差別解消、セクシュアル・ハラスメントの他、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等について、事業主や労働者の意識改革を目的とする企業内研修を実施するよう働きかけます。
- ③ 母子家庭の自立を促進するため個々の実情に応じたきめ細かな就業援助を行い、母親の就労を推進します。

## (4) 相談・支援・権利擁護の充実

- 夫・パートナーからの暴力の被害を受けた女性に対しては、プライバシーの保護や精神的な被害を十分配慮し、関係機関と連携しながら、被害者の救済・保護・自立支援への取組の充実を図ります。
- 女性に対する暴力から女性を守るため、警察や県の相談機関、司法機関等、関係機関が連携し情報収集を行い、相談支援体制の充実を図ります。

## Ⅲ 子どもの人権問題

## 1 これまでの取組

## (1) 国・県の取組

- わが国では、1951年(昭和26年)に制定された児童憲章で「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。
- 1994年(平成6年)に日本政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年(平成11年)に制定された「児童買春・児童ポルノ禁止法<sup>\*9</sup>」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年(平成12年)に制定された「児童虐待防止法」は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。
- さらに、2019年(令和元年)6月に児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止や懲戒権の在り方の検討についての措置を講ずることを盛り込んだ「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、2020年(令和2年)4月から施行されました。
- また、2003年(平成15年)には、インターネット利用に起因した児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。
- いじめに関しては、2013年(平成25年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同年10月に「いじめの防止等のための基本方針」が策定、2017年(平成29年)一部改定され、いじめの防止等のための対策が一層推進されることとなりました。
- また、国の調査によると、わが国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいことや、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることなどから、こうしたことを背景に、2013年(平成25年)6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年(平成26年)1月に施行されました。
- 大分県においても、少子・高齢化の進行や国際化・情報化が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、県では、2000年(平成12年)1月に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。
- 「おおいた子ども育成プラン21」を継承した「大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン」を2005年(平成17年)3月に策定し、子どもを保護の客体としてではなく、基本的人権の権利主体として認め、一層の権利擁護を図ることとしました。
- 2005年(平成17年)3月には、「青少年の健全な育成に関する条例」を制定し、青少年に対する県民の責務及び県民相互の協力を規定しました。

<sup>\*9</sup> 児童ポルノ禁止法 国際社会では児童ポルノは極めて悪質な人権侵害と考えられており、日本製の児童ポルノが多いことから防止策をとるよう国際社会から強く要請があった。

- 「豊の国青少年プラン21」を継承した「大分県青少年健全育成基本計画」を2006年（平成18年）3月に策定し、青少年の人権尊重を目標としました。
- 2014年（平成26年）4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定し、一層の教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 2016年（平成28年）3月に「大分県こどもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもの貧困対策」に総合的に取り組んでいます。

## (2) 玖珠町の取組

玖珠町においても、少子・高齢化の進行が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、1996年（平成8年）3月に「自然と子どもの王国くす」を策定し、地域社会が連携して心豊かな子どもが育つ施策の方向を示しました。また、2011年（平成23年）3月に「玖珠町第5次総合計画」を策定し、子どもと共に学ぶ・共に育む社会を実現する地域づくりを進めることとしました。さらに、2015年（平成27年）3月に「玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、2020年（令和2年）3月に「第2期玖珠町子ども・子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、社会全体による支援や地域における社会資源の効果的活用の視点から、子どもの人権が守られるとともにいきいきとして、健やかな成長に資するための行動計画に取り組むこととしました。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、いじめ・不登校の問題の深刻化、体罰・性的いやがらせの顕在化など従来の教育システムでは対応しきれない問題が生じています。
- 子どもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。そのため、子どもに関することについては子どもの意見を反映しながら、子どもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、子どもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。
- また、将来の社会を担う青少年が社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。しかし、社会の変化はボランティアなどに取り組む若者の増加など望ましい影響をもたらす一方で、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となっています。一方、新たな問題として若者の社会的自立の遅れも指摘されています。
- これらの問題解決にあたっては、青少年の問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時に青少年が主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適応できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。
- また、国の調査でしめされた「子どもの貧困率」は2016年（平成28年）時点で13.9%であり、4年前〔2012年（平成24年）〕比で2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が経済的に困窮している状況にあり、子どもの貧困問題への対策が求められています。

### (2) 基本方針

「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」を基本理念とする子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に基づき、以下の事項を基本方針とします。

#### ① 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

子どもの成長と子育てを社会全体で支えるためには、町民の意識づくりが重要です。そのためには、地域の人々が子どもを取り巻く状況などについて理解を深め、互いを尊重する取組をおこないます。

#### ② 地域・社会全体での子育て

核家族が多くなったことにより関係地域のつながりが希薄化しています。また、女性が就労するこ

とにより様々な働き方が生じています。このような現状を踏まえ、子育て家庭が充実して子育てを行うために、地域における子育て支援のさらなる充実を図ります。

### ③ 子どもの最善の利益を支える環境づくり

子どもの基本的な権利を阻害する虐待の防止に努め、障害のある子ども、ひきこもりや不登校の子ども、ひとり親家庭や貧困家庭などの支援を必要とする子どもや家庭に対して、子どもの最善の利益となるよう適切な支援を行います。

### ④ 子どもの発育と健康の保持増進

親と子がともに健康であることが、次世代を健やかに育てるための基盤です。安心して出産できる体制づくりを行い、産前産後の育児不安を軽減し子どもの健やかな発達を支援します。また、性の問題など思春期特有の問題に対する健康教育等に取り組みます。

### ⑤ 子育ての喜びの啓発と結婚・出産支援

次世代育成支援に取り組むに当たっては、生命を次代に伝え育てていくことの大切さや、家庭を築くことの意義について理解を深め、自立した若者へ又は次代の親として成長できるように支援します。若い世代は育児に対し「お金がかかる」との印象があることから、子どもを育てるために必要な経費となる、出産や子どもの病気にかかる費用の軽減を図ります。また、不妊に悩む人の経済的負担を軽減します。若い世代が結婚や子育てに希望をかなえ、喜びや楽しみを持って子育てできるよう、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に取り組みます。

### ⑥ 子育てを支援する環境の整備

生活の中心となる住宅が、安心して子育てできるよう、子育て家庭それぞれの家族構成や家庭環境に対応したものであるとともに、まち全体が親と子どもが一緒に安心して外出できるような環境づくりに努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 社会全体の意識づくり

広報のほか、啓発効果が望める手段を検討します。また、講演会等の事業を継続し、人権が尊重される意識づくりを推進します。

### (2) 子どもの人権を尊重する意識づくり

権利を侵害されやすい立場に置かれている子どもの現状についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

差別をなくす人権標語募集・表彰事業を継続し、子どもが「自分の権利」を学び、自分と他人を大切にすることができるよう取り組みます。

学校教育での人権教育や町民の人権意識高揚の啓発として、学校・児童生徒に協力を得て事業を継続していきます。

### (3) 男女共同参画に関する意識づくり

男女共同参画フォーラムの実施事業を継続し、男女がともに活躍できる社会づくりを推進することにより、地域の子どもの成長と子育てを社会全体で支える意識の醸成を図ります。男女の性別に関係ない講座（高齢者講座、人権公開講座）を実施継続して実施していきます。現状に引き続き、参加しやすい学習の場の提供を行います。女性の創業支援事業、企業誘致活動事業を継続し、町内女性活動家の育成を推進します。

### (4) 学校教育・生涯学習の充実

学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育てるよう取り組みます。

また、中学校卒業者の進路先である新設の県立高等学校については、身近な進路先の選択肢となれる

よう魅力ある学校づくりに向けた取組の働きかけを行います。

生涯学習では、地域子ども教室等で学校の空き教室や自治会館を利用し、遊びや生活体験・創作活動を通して地域の仲間や住民（指導者）と交流することで、豊かな感性を育みます。本のたまたまばこでは、遠隔地への図書サービスの充実を図ります。

また、学校教育・社会教育に活用する資料の収集と提供により、問題解決を支援していきます。

(5) 障がい児への支援

療育を必要とする児童の支援及び保護者への支援として、学校、教育委員会との連携強化を図り、特別支援学級の設置と適切な人員配置を行います。

また、保育所・幼稚園における障がい児の受入れを推進することで、子どもたちの教育における連続性と一貫性が保障される環境づくりに努めます。さらに、障がい児への相談体制の強化と支援学校との連携強化を図っていきます。

(6) 児童虐待に対する取組の強化

教育なんでも相談室の継続と子ども家庭支援員等の配置により、個別対応を充実していきます。

また、月1回の実務者会議を継続して開催し、情報の共有を図りながら、相談内容等により柔軟に対応するケース会議の開催と課題への対応を進めます。

(7) いじめ、不登校やひきこもりへの対応

各学校に配置された専門スタッフ（SC、SSW）や関係機関との情報交換を行い、連携、協力していくことが必要です。

(8) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援として、子ども家庭支援員等の配置を検討し、相談事業の充実を図ります。就業支援としては、ハローワークと連携し、求職情報を提供できるよう努めます。経済的な部分では、町の制度以外のサービスも含めて幅広く支援を行っていきます。

(9) 子どもの貧困問題に対する取組

妊娠期からの子どもや家庭の状況把握や、あらゆる機会を活用した相談体制、社会資源の活用なども含め、困難を抱える子どもや家庭への対応できるよう、各関係課の連携を強化し、総合的に各施策につなげます。

## IV 高齢者の人権問題

### 1 これまでの取組

(1) 国・県の取組

わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）年に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定され、1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは介護保険法が施行され、介護支援制度

が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。また、近年、高齢化が急速に進展する中で家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成

18年)4月「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図る等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じられました。

大分県では、2018年(平成30年)10月1日現在の高齢化率が32.4%と、県民のほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。今後も高齢化は急速に進むことが予測されることから、認知症や医療ニーズの高い要介護者、一人暮らし高齢者のさらなる増加に備え、高齢者に対する保健福祉施策の推進に取り組んできました。

介護保険制度の実施に伴い、2000年度(平成12年度)に「豊の国ゴールドプラン21(大分県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」を策定し、3年ごとに見直しを行ってきました。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」が2012年(平成24年)に改訂されたことから、第5期計画を策定しました。第5期計画では、高齢者の自立支援を念頭におき、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに医療・介護等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防、認知症対策、介護サービス基盤の整備等に重点的に取り組むこととして、同計画を3年ごとに策定をしています。

## (2) 玖珠町の取組

玖珠町では、2000年(平成12年)から介護保険制度が開始するにあたり、「玖珠町介護保険事業計画」が初めて策定されました。第3期[2006年度(平成18年度)～2008年度(平成20年度)]より、高齢者保健福祉計画が統合され、2008年(平成20年)に老人保健法が廃止され、第5期計画より「玖珠町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」として策定されました。

第6期計画より、新たに「日常生活支援総合事業」が盛り込まれることとなり、身体介護に重きをおいた介護保険サービスから地域コミュニティとの連携を取り入れ、また本人の自立支援も考慮した新しい地域包括ケアシステムが稼働することとなりました。さらに7期計画では引き続き地域包括ケアシステムの構築や具体化を推進し、継続可能な介護保険制度の構築をめざすこととなりました。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

全国的に高齢化が進む中、玖珠町においても、2017年(平成29年)には約36.1%が65歳以上の高齢者となっています。この急速な高齢化に加えて、独居や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、介護・保健・福祉サービスの充実がますます重要になってきています。

また、近年では高齢者に対する詐欺や悪徳商法の被害の急増とともに、虐待などの人権侵害も顕在化してきており、その対応が社会的課題となっています。一方、核家族化の進行に伴い、子どもたちが高齢者とふれあう機会が少なくなっており、高齢者との多様な交流を通して高齢社会に対する理解の促進が必要です。そのためには、学習機会を提供するとともに各種情報の提供等を推進することが必要です。

### (2) 基本方針

「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして」を基本理念とする「玖珠町高齢者福祉計画」に基づき各種施策を実施します。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 生きがいづくり・仲間づくり

○明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくが重要です。今後も高齢者が就労や様々な社会活動へ参加するとともに、介護の担い手としても活躍していくことが期待されることから、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、老人クラブや様々な自主的な団体による、活動の立ち上げと展開・継続に各種支援を行うよう努めていきます。

- 高齢者にとって活躍の場があると同時に、趣味などに意欲をもって取り組んでいくことも大切です。このため、趣味、学習、スポーツなどに取り組む機会を広げ、支援を行っていくことに努めます。

## (2) 地域で安心・安全

- 過疎化、少子化が進む中、高齢者が地域で安心・安全に暮らせるためには、介護体制、災害時要援護者対策だけでなく、犯罪等に対する備えも重要です。そのため、社会問題となっている高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な訪問販売、また無施錠が原因の空き巣など多様化する犯罪の被害を未然に防止するため、情報提供や地域ぐるみで防犯体制の強化を推進していく必要があります。また、高齢者の虐待防止対策のための人権教育・啓発等についても実施していきます。

## (3) 認知症施策の充実

- 小・中学校や職域での認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい理解の普及やボランティアとして認知症高齢者等と関わる機会を持つことができるよう自主的な取組を推進します。
- 認知症の知識の普及と予防の活動を地域で展開し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立していきます。
- 認知症疾患医療センター等の専門医療機関で早期に鑑別診断が行われ、適切な医療・介護サービスが受けられる初期の対応体制を構築するため、「認知症初期集中支援チーム」の充実を図ります。認知症専門医の指導の下、複数の専門職が連携し認知症が疑われる方やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を実施します。さらに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の配置を継続し、地域ケア会議との連携を図ります。
- 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ（オレンジカフェ）等の充実を図ります。また、認知症の本人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていること、自分たちのこれからのよりよい暮らしや暮らしやすい地域のあり方を一緒に語り合う「本人ミーティング」の実施を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、独居高齢者の安全確認や行方不明高齢者を地域で早期に発見し保護するための「SOS ネットワーク」を充実させ、協力体制を強化します。地域における日常的な高齢者見守りネットワークをより充実させることにより、関係機関が連携して高齢者を支える地域づくりを推進します。

## (4) 相談・支援・権利擁護事業の理解と普及

権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことで権利擁護に資することを目的とするものです。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、ネットワークの中核的な役割を果たす機関を設置し、広報・啓発活動や相談機能などを高め、成年後見制度の利用促進を図ります。

# V 障がい者の人権問題

## 1 これまでの取組

### (1) 国・県の取組

わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。その後も、地方自治体においては「福祉のまちづくり条例」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民と

して共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。2002年(平成14年)12月には、新しい「障害者基本計画」(計画期間：平成15年度～平成24年度)が策定されました。2004年(平成16年)12月には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「発達障害者支援法」が制定されました。バリアフリー施策に関する法整備としては、2006年(平成18年)4月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」となりました。また、2006年(平成18年)4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年(平成21年)に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。国連の障害者権利条約の制定を受け国内法の整備のため2011年(平成23年)8月「障害者基本法」の改正、2012年(平成24年)「障害者総合支援法」の改正、2013年(平成25年)6月「障害者差別解消法」の成立を経て、2014年(平成26年)1月に**障害者権利条約**<sup>\*10</sup>を批准しました。2016年(平成28年)4月には、「障害者差別解消法」が施行され、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした2017年(平成29年)2月の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や2018年(平成30年)6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」などにより、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むことになりました。

県では、2016年(平成28年)4月の「障害者差別解消法」の施行と同時に、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生社会の推進と障がいのある人の性、恋愛、結婚、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。

また、2019年(平成31年)3月に、大分県障がい者基本計画(第5期)、大分県障がい福祉計画(第5期)、大分県障がい児福祉計画(第1期)を統合した「大分県障がい者計画」を策定しました。

この計画は、「人格と個性を尊重し合える共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進」や「障がいを理由とする差別のない社会の実現」を基本理念として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」や「当事者本位の総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「障がいを理由とする差別の解消」、「総合的かつ計画的な取組の推進」といった視点で、施策を実施していくことにしています。

## (2) 玖珠町の取組

玖珠町では、1998年(平成10年)3月に「玖珠町障害者計画」(ふれあいプラン)を策定し、障がい者の自立できる心とからだづくりや生活しやすい地域づくり、そして安全に暮らせる環境づくりを目標に取り組んできました。また、障がい者が住み慣れた地域社会の中で、ともに安心して暮らし、様々な社会活動に自由参加できるようにするために2007年(平成19年)に障がい者自立支援協議会を設立し、障がい者の参加を促進する取組を進めてきました。また、2006年(平成18年)に「玖珠町障がい者計画」として障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に策定し、2021年より玖珠町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し、各種施策に取り組んでいます。

\*10 障害者権利条約 合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる差別禁止が謳われている。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

不慮の事故や病気による障がい、高齢化に伴う障がいや先天的な障がいをもつ人がいることは、ごく自然の姿であり、地域社会「障がい者」に配慮した医療や教育、環境整備等の行政施策の推進が求められています。しかし、社会では「障がい」のみが意識され、さまざまな偏見や差別が生れ、生活環境も不備であるために、障がい者が孤立している傾向があります。

「障がい者」の人間としての尊厳が重んじられ、権利が守られ、自立と社会参加を容易にするためには「障がい」に関する正しい理解とそれに基づく社会環境の整備が課題となっています。

また、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念を社会に定着させるとともに、相互に人格と個性を尊重しあいながらともに生きる社会(共生社会)を作ることが必要です。特に、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、安心して生活できる環境や住む場所、働く場所などの整備や確保が課題となっています。

### (2) 基本方針

「人と地域の絆心地よい(住みよい) 玖珠町」を基本理念とする玖珠町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、次の事項を基本方針とします。

#### ① 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

生まれながらにして障がいを持つ人、また交通事故等や高齢になっていく中で、障がい者となる人など、人は誰もが障がいと背中合わせに生きているという考えに立ち、障がいや障がい者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念を、すべての町民が認識できるよう、障がい者教育の推進と啓発・広報活動を促進します。関係する団体等が情報共有に努め、虐待等の早期発見、防止、被害者の適切な保護および支援を行います。

#### ② すべての人にとってやさしい住みよいまちづくりの推進

障がい者や高齢者にとって、やさしい住みよいまちであるということは、すべての人にとって、やさしい住みよいまちであるという観点から、町全体のバリアフリー化を目指し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けての整備・促進を図ります。また、地域社会で心身ともに健康で安心して暮らしていけるように、保健や医療の充実に努めます。

#### ③ 障がい者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

障がい者が一人の人間として尊重され、また、自らが自分の考えや立場をはっきり持ち、自分だけの力で行動し、生活ができるような施策を推進します。自立のためには、経済的基盤の確立の重要性を考慮し、障がい者が一般就労をすることによって、独り立ちして暮らしていけるよう、必要な就労支援を行います。

#### ④ 施策の連携

社会福祉協議会やその他の関係団体、県の関係機関と密接な連携、協力体制を確保するよう努めます。障がいのある子どもたちが将来自立して社会参加ができるように、保育所、幼稚園から小学校、中学校へと進学する各ライフステージで、情報共有、引き継ぎを適切に行える連携システムを構築します。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 差別の解消及び権利擁護の推進

○社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、県、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や住民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。

○障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

## (2) 生活支援

- 障がい者が抱える様々な生活課題に対する不安の解消、解決に向けて、各分野の連携に基づいた相談体制の充実を図ります。また、相談支援事業所や地域包括支援センターなど関連する機関との情報の共有化を検討します。

## (3) 就学前教育・保育・療育

- 障がいのある児童等の個々の特性と保護者ニーズの把握に努め、幼稚園・こども園における特別支援教育・保育の充実を図ります。
- 障がいについての理解と認識を深めるための研修や支援方法について、研修体制の充実を図ります。

## (4) インクルーシブ教育の推進

- 校内就学支援委員会や玖珠町就学支援委員会を充実し、教育のセーフティネットに配慮した適切な障がい児教育の推進を図ります。

## (5) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 就労意欲を持ちながらも就職できない障がい者に対して、日田公共職業安定所、障がい者相談員や障がい者団体等との連携を図り、障がい者の就労を促進するため町内事業所等への雇用の働きかけを積極的に行います。

## (6) 福祉のまちづくりの推進

- 障がい者が安心、町内で安全で生活が出来るようスーパーや駅等の民間施設について働きかけを行い、バリアフリー化等の啓発を行います。

## (7) 安心・安全

- 災害時の障がい者支援について、把握検討し、支援マニュアルを整備します。

## VI 外国人の人権問題

## 1 これまでの取組

## (1) 国内の情勢

- 人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進む中、わが国に在留する外国人の数は、2018年(平成30年)末現在273万1,093人で、15年前[2003年(平成15年末)]の191万5,030人に比べ、81万6,063人(42.6%)の増加となっています。これは、わが国の総人口2018年(平成30年)10月現在推計人口の約2.2%にあたります。特に上位10カ国を見ると、アジア地域が207万4,783人で76.6%を占め、南米地域の20万1,865人(7.4%)がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の84.0%に達しています。
- 2002年(平成14年)に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」が、「島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在など」を背景として、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析し、国際化時代にふさわしい人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に取り組んできました。しかし、いまだに外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があります。

## (2) 県内の取組

- 国際化の進展に対応し、県では、2000年(平成12年)度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国

籍条項を撤廃しました。また、2011年（平成23年）5月に策定し、2014年（平成26年）3月、2019年（平成31年）3月に改定した「大分県海外戦略」を羅針盤として、「アジアに開かれた、飛躍する大分県」を目指して外国人が住みやすい地域づくりを進めることとしています。

- 地域レベルで国際化を推進する組織として「地域国際化協会」がありますが、本県では（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団（おおいた国際交流プラザ）がこれにあたり、県と連携して、県内在住外国人の支援や県民の国際理解の促進等に取り組んでいます。
- 具体的には、外国人総合相談センターの運営、外国語情報誌の配布、各種相談事業の実施、通訳翻訳ボランティアの育成等により、県内在住外国人への支援を行うとともに、国際理解講座や国際交流フェスタの開催、外国人の人権啓発、日本語情報誌の発行などにより県民の国際理解の促進を図っています。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 立命館アジア太平洋大学の開学等に伴う外国人留学生の急激な増加により、県内に在住する外国人登録者数は2018年（平成30年）末では12,951人と、20年前〔1998年（平成10年）〕の4,916人と比べると、約2.6倍に増えています。うちアジア出身者は11,797人で、全体の91.1%を占めています。また、短大・大学院を含む大学及び高等専門学校に在籍する留学生数は2018年（平成30年）5月現在で3,626人と、人口10万人当たりでは京都府に次いで2番目の多さとなっています。また、在住外国人の出身国は89か国・地域にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせて暮らすようになっています。
- さらに、2019年（平成31年）4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことから、引き続き、受入環境の整備はもとより、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要です。
- 世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むことが大切です。
- また、近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。2014年（平成26年）7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。
- このような中、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。条例でヘイトスピーチを規制する自治体も出てきています。
- 昨今、インターネットの匿名性や手軽さから、インターネット上の投稿サイト等にヘイトスピーチなどの差別的言動を助長又は誘発するような書き込みが安易に行われることも問題となっています。人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを広く伝えていく必要があります。
- 玖珠町でも、外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、「人権講座」などで啓発に取り組んでいますが十分とはいえません。  
引き続き、外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、町民に、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、人権問題まで踏み込んだ取組が必要です。お互いの人権に配慮した行動をとるように啓発活動の充実に取り組んでいきます。

### (2) 基本方針

- 様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分配慮しながら、町民の異文化理解や国際意識の向上を図るよう努めます。

- 外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談・サポート体制の充実も構築について検討します。
- 地域住民や様々な国の人々が、多様な文化や価値観をお互いに尊重しあい、共に活力ある地域づくりに参画できるよう努めます。
- 学校教育においては、「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」に則り、外国人児童生徒が、自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 相互理解の促進

- 言語や習慣、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、地域や学校等で異文化理解のため、広く町民に対して教育・啓発に取り組みます

#### (2) 情報提供・生活相談・支援の充実

- 在住外国人に対して、インターネットや広報誌を活用して暮らしにかかる情報を提供し、関係機関と連携してきめ細かな生活相談できるよう検討します。
- 学校教育では、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の課題解決のため、「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」をもとに、関係機関等との連携を図り、地域での偏りのない日本語指導の充実に努めます。

#### (3) 保健・医療・福祉サービスの充実

- 外国語の医療用語集や外国語で受診できる医療機関リストの作成など、在住外国人が安心して医療を受けられるための情報提供の検討を行います。

#### (4) 就労の促進

- 雇用において外国人に対する差別がないよう、事業者に対して啓発を進めます。

#### (5) 社会参加の推進

- 様々な国の人たちが、地域活動など幅広い分野の社会活動に参画し活力ある地域づくりに取り組めるよう、検討します。

## VII 医療をめぐる人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 医療技術の進歩や医療体制の整備及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いが徐々に改善されてきています。一方で、就職拒否やアパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など感染症や精神疾患に対する理解と認識は十分ではありません。
- また最近の情勢として、ハンセン病に関しては、2001年（平成13年）に、国が隔離政策は過ちであったことを認め、患者本人へ賠償を行ったことに続き、2019年（令和元年）7月に、患者の家族も賠償の対象となりました。
- さらに国は、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有することなどを理由に、生殖を不能にする手術（不妊手術）等を強いられた方々に対して謝罪し、2019年（平成31年）4月に「旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を施行しました。

## (2) 県内の取組

- 県では、1992年(平成4年)9月にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。
- また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年(平成15年)8月に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。さらに、2018年(平成30年)3月には、大分県医療計画を改訂し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。
- 2019年(令和元年)7月から、旧優生保護法のもとで、不妊手術を受けた方やご家族の方からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置しています。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。
- 臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの普及など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。

### (2) 基本方針

2018年(平成30年)に改訂した大分県医療計画において「人権に配慮した医療サービスの提供」を掲げ、医療分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重した医療サービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開します。

また、大分県人権教育推進計画に基づき、学校教育においてもハンセン病、感染症等の人権問題についての教職員研修や生徒の学習活動を進めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 啓発活動の推進

- ① 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及を図ります。
- ② 患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

### (2) 人権教育・啓発の推進

- ① 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。
- ② 学校では、教職員に対して、ハンセン病や感染症等の人権問題について、学校に講師を派遣して講話等を行うことにより学習活動を推進します。

### (3) 相談・支援・権利擁護体制の充実

- ① 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力を身につけさせるように努めます。

## Ⅷ 性的少数者の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人（トランスジェンダー等）などを指し、性的マイノリティともいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T）の頭文字を取って、LGBTと言われることもあります。  
このような人たちは少数であるため、社会において十分な理解が得られず、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。
- 2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合は性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年（平成20年）には、一部改定され、性別の変更要件が緩和されました。
- また、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、性的少数者に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となることが明記され、2017年（平成29年）1月に施行されました。さらに、同年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、性的少数者である児童生徒に対するいじめを防止する項目が盛り込まれました。
- 昨今、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、性的少数者の人権に関する社会的関心が高まっています。
- 性的少数者とはLGBTの4種類のこののみを指すわけではなく、**Xジェンダー**<sup>\*11</sup>や**アセクシュアル**<sup>\*12</sup>など性のあり方は多種多様です。このため「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人がかもつ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方から、Sexual Orientation（性的指向）と Gender identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字を取り、SOGIE（ソジイ）という言葉が使われるようになってきています。

#### (2) 県内の取組

- 県では2013年（平成25年度）から性的少数者への理解を深める講演会や映画の上映等を行っており、2017年度（平成29年度）はシンポジウムの開催や啓発漫画冊子「りんごの色」の作成を行いました。
- また、2018年度（平成30年度）は、性的少数者に対する啓発に取り組む団体からの要望を受け、県の申請書等における性別記載欄の見直しを実施し、性別記載欄のある様式のうち、約3割の様式から性別記載欄を削除することとしました。

#### (3) 玖珠町の取組

- 玖珠町は、2017年（平成29年）に行った人権問題に関する町民意識調査に、性的少数者の人権問題を設問項目に加え、性的指向や性同一性障害に関することで、現在どのような人権問題があるかを調査しました。
- 性的少数者への理解を深めてもらうために、「町民のつどい」や職員研修に当事者の方を招いて理解を深めています。

\*11 **Xジェンダー** 性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

\*12 **アセクシャル** 男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や性愛の感情を抱かない人。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 2017年（平成29年）調査で性的指向や性同一性障害に関することで、現在どのような人権問題があるかを調査し、「特にない」「わからない」と回答した人が4割にのぼり、性的少数者に対する理解は十分とはいえない状況です。学校や職場等で、性的少数者に対する理解と配慮を進める必要があります。
- 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。

### (2) 基本方針

- 誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 啓発活動の推進

- ① 性的少数者であることを理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ② 性的少数者の人権に関する研修会を開催するなどし、性的少数者に関する知識を普及する機会を設けます。

### (2) 人権教育・啓発の推進

学校において、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を進めます。また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日文科科学省通知）に基づき、相談又は申し出については、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、個別の事情に応じた対応に努めます。

### (3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① 性的少数者に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ② 地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するよう努めます。

### (4) パートナーシップ制度の調査・研究

パートナーシップ制度を導入している自治体の制定・運用状況を把握するとともに、制度に関して県と他市町村との意見交換を行います。

## IX 様々な人権問題

### 1 プライバシー権の保護<sup>\*13</sup>

#### (1) これまでの取組

- 今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。個人情報は個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。
- 欧米諸国においては、個人のプライバシーの侵害を未然に防止し人格的利益を守るため、1970年代から個人情報保護に関する法制の整備が始まりました。1980年に各国の規制内容の調和を図る観点から、OECD 理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されて以降は自己情報コントロール権の考え方が普及し、世界各国で急速に個人情報保護法制の整備が進みました。

<sup>\*13</sup> **プライバシー権** プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてもらう権利」から、政府などが保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできる積極的権利とする「自己コントロール権」として考えられるようになってきている。

- わが国では、1999年（平成11年）の住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。2003年（平成15年）5月に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年（平成17年）4月から全面施行されており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。
- 2009年（平成21年）12月に発表された平成22年度税制改正大綱を契機に、社会保障・税共通の番号制度の検討が進められ、制度導入の検討にあたっては、国家による個人情報の一元管理、番号を悪用した個人情報の不正追跡・突合等への懸念が示されました。
- 2013年（平成25年）5月には、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するためのマイナンバー制度の導入を図ることを目的に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が公布されましたが、番号法は、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な個人情報の保護措置を求めています。

## (2) 現状と課題

- コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。
- 本町では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2005年（平成17年）に個人の権利利益の保護を目的とした「玖珠町個人情報保護条例」を制定しました。この条例において、町の機関等が行う個人情報の取、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や町の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。
- 個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており新たに導入されるマイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

## (3) 基本方針

- 個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

## (4) 推進方針

### （行政が取り扱う情報）

個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。

### （民間事業者が取り扱う情報）

個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあっせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

## 2 犯罪被害者やその家族の人権問題

### (1) これまでの取組

- わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な

支援も十分ではありませんでした。

1974年（昭和49年）に発生した「三菱重工ビル爆破事件」が契機となり、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障がいが残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。

- その後、1991年（平成3年）に開催された国のシンポジウムで、特に精神面の救済の必要性が問われ、更なる被害者支援施策の推進が要望されました。また、1995年（平成7年）に発生した地下鉄サリン事件により国民の犯罪被害者等に対する理解が進み、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をはじめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005年（平成17年）4月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。
- 大分県では、被害者遺族等からなる「ピアサポート大分絆の会」等から県議会あてに、条例の早期制定を求める請願がなされ、同年第3回定例会において採択されました。こうした動きを受け、犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的とする「大分県犯罪被害者等支援条例」が2017年（平成29年）12月22日に公布、2018年（平成30年）4月一日に施行されました。
- 本町でも、こうした動き受け、「玖珠町犯罪被害者等支援条例」が2018年（平成30年）6月27日に公布されました。

## (2) 現状と課題

- 犯罪被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や警察への通報による報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。
- 町民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者支援を進める必要があります。また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関する事など極めて多岐にわたっていることから、警察が行う被害者支援ですべてに 대응することは困難となっています。関係機関・団体の密接な連携が必要です。

## (3) 推進方針

- ① 真に犯罪被害者等のニーズに応える支援を行うため、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や大分被害者支援センター等の関係団体、民間団体の緊密な連携を図り、被害者支援に関する機関・団体のネットワークの構築に努めます。
- ② 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、大分県との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援を行います。
- ③ 二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、広報媒体等を活用して町民に広く周知し、町民理解の増進に努めます。犯罪被害者等に対する情報の提供や精神的被害の軽減、被害の回復等に努めます。

## 3 ネット社会の人権問題

### (1) 現状と課題

- インターネットは近年急速に普及し、2016年（平成28年）末には全国で1億84万人（総務省平成30年版情報通信白書）が利用するなど、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。スマートフォンの急速な普及によりインターネットアクセス端末のパーソ

ナル化、モビリティ化が進み、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用など、インターネットの用途が多様化しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。

- 国はインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を制定し、2002年(平成14年)5月に施行しました。
- また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年(平成16年)10月に一部改訂し、重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

## (2) 推進方針

- ① 県内のインターネット接続業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての措置を県及び他市町村と連携を取りながら要請します。
- ② 町民に対し、インターネットを利用する際のモラルについて啓発します。
- ③ 学校において、インターネットを利用する際のモラルについて教育します。
- ④ インターネット上の人権侵害事案について、県及び他市町村との連携をし、適切・迅速な対応を行うため、インターネット掲示板等の監視を行い、重大な人権侵害事案については削除要請を行うなど、その抑制を図ります。

## 4 その他の人権問題

- 先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていたが、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、2019年(令和元年)5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。
- 新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、感染された方やその家族、外国から帰国された方や外国人の方、多くの人々の生活を支え続けた医療や介護をはじめとする〔エッセンシャルワーカー(生活必須職従事者)〕やその家族に対する差別などがあり、また、SNS等での心無い書き込みや誹謗中傷も広がっています。新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報の啓発が必要です。
- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けた教育・啓発が必要です。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図るなど相談・支援が必要です。
- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。
- 企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには内部情報が必要です。2004年(平成16年)6月に「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。
- これらの問題のほか、北朝鮮当局による人権侵害問題、東日本大震災など自然災害に起因する人権問題、パワーハラスメント等による労働者への人権侵害、婚外子(非嫡出子)に対する差別的取扱いなど、社会には様々な人権の課題があります。
- また、最近ではヒトの遺伝子情報を活用する動きがあり、遺伝子情報に基づく差別や不利益な取扱いが懸念されています。
- あらゆる差別の解消に向けて、人権課題について町民の理解と支援が得られるよう、積極的に教育・啓発、相談・支援に努めます。

## 第6章 計画の推進にあたって

### I 玖珠町の推進体制

- 1 玖珠町人権施策推進本部を設置し、本町における人権施策を総合的に推進します。
- 2 本町の人権施策推進に当たり、玖珠町人権・部落差別解消審議会に意見を求めます。
- 3 玖珠町人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行います。
- 4 職員一人ひとりが人権問題に関する基本的な事項を理解したうえで、それぞれの職場において、より一層人権に配慮した職務が遂行されるように玖珠町人権・部落差別問題啓発推進委員会を設置し、「人権施策基本計画実施計画」に取り組みます。

### II 関係団体との連携と町民との協働

- 1 国、県との連携を強化し、教育・啓発や人権尊重の社会づくりのための施策を推進します。
- 2 事業所や関係団体へ教育・啓発の取組を要請し、人権文化の構築を進めます。
- 3 個々の町民や関係団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。
- 4 議員・宗教者・法曹関係者・マスメディア関係者等人権の実現に影響力を持つ職業者に対して情報を提供するシステムを検討するなど働きかけを進めます。

### III 計画の推進期間と見直し

- 1 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や大分県の「人権尊重施策基本方針」並びに本町の総合計画を踏まえて中長期的な計画とします。
- 2 必要に応じて適宜見直しを行います。

# 玖珠町第3次人権施策基本計画（改定版）

## 資料編

- 1 人権に関する国連の主要な取組
- 2 玖珠町、国・県の同和対策関係取組
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 部落差別の解消の推進に関する法律
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 7 同和対策審議会答申（抜粋）
- 8 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）
- 9 玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例
- 10 玖珠町男女共同参画推進条例
- 11 部落差別の解消の推進に関する基本方針（部落差別解消推進法に関する基本方針）
- 12 部落差別解消のための人権・同和教育基本方針玖珠町教育委員会

## 【資料1】 人権に関する国連の主要な取組

西 暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条 約 名
1945	国連憲章調印・国連発足(56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約(58)
1951			難民条約(81)
1953			婦人参政権条約(55)
〃			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年		
〃	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約(95)
1966			国際人権規約A 規約(79)
〃			国際人権規約B 規約(79)
〃			国際人権規約B 規約選択議定書 I
1967			難民条約議定書(82)
1968	世界人権年		
〃	世界人権会議(テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
1975	国際婦人年		
〃	世界女性会議(メキシコ)	国際婦人の10年 (1976～1985)	
1979	国際児童年		女子差別撤廃条約(85)
1980	世界女性会議(コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年	国際障害者の10年 (1983～1992)	
1984			残虐刑罰等禁止条約(99)
1985	世界女性会議(ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			国際人権規約B 規約選択議定書 II
〃			児童の権利条約(94)
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の10年 (1993～2002) 第3次人種差別と闘う10年 (1993～2002)	
〃	世界人権会議(ウィーン)		
1994	国際家族年		

西 暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条 約 名
1995	国際寛容年	世界先住民の国際10年 (1995～2004)	
〃	世界女性会議(北京)	人権教育のための国連10年 (1995～2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困根絶のための国連10年 (1997～2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書(04)
〃			児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書(05)
2001	反人種主義・差別撤廃世界会議	世界の子どもたちのための 平和の文化と非暴力のため の国連10年(2001～2010)	
2002	子どもに関する総会特別会議		残虐刑罰等禁止条約選択議定書(06)
〃	持続可能な開発に関する世界サミット		
2003		国連識字10年(2003～2012)	
2004	奴隷制との闘争とその廃止を 記念する国際年	持続可能な開発のための教育 10年(2005～2014) 「人権教育のための世界計画」 第1フェーズ (2005～2009年)	
2006	国連人権理事会設置		障害者権利条約(14)
〃			障害者権利条約選択議定書
〃			強制失踪条約(09)
2007	先住民の権利に関する 国連宣言		
2008		第2次国連貧困根絶のため の10年(2008～2017)	
2009	国際和解年		
2010	文化の和解のための国際年	「人権教育のための世界計画」 第2フェーズ (2010～2014年)	
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための 国際年		
2015		持続可能な開発目標(SDGs) (2015～2030年) アフリカ系の人々のための 国際10年(2015～2024) 「人権教育のための世界計画」 第3フェーズ (2015～2019年)	
2019	先住民言語の国際年		
2020		「人権教育のための世界計画」 第4フェーズ (2020～2024年)	

注1. 条約に係る西暦年は国際連合が採択した年である

注2. ( )の数字は日本政府が加盟・批准した西暦年である

## 【資料2】 玖珠町、国・県の部落差別・人権対策関係取組

玖珠町	年	国・県
総務課にて同和対策事務取扱 企画課にて同和対策事務取扱 町民福祉課に同和対策係設置  玖珠町同和対策審議会設置 保健課同和対策係に変更 玖珠町隣保館開設 同和対策室設置 社会同和教育指導員配置 同和対策事業推進協議会設置	昭和28年(1953年)	厚生省に地方改善事業の予算計上
	昭和33年(1958年)	閣議決定により内閣に同和问题閣僚懇談会設置
	昭和35年(1960年)	同和対策審議会設置法公布
	昭和36年(1961年)	同和対策審議会委員任命
	昭和40年(1965年)	「同和地区に関する社会的・経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申(同対審答申)
	昭和44年(1969年)	同和対策事業特別措置法(10年時限 3年延長)
	昭和48年(1973年)	
	昭和49年(1974年)	
	昭和50年(1975年)	大分県同和教育研究協議会結成
	昭和51年(1976年)	大分県同和対策審議会設置
	昭和52年(1977年)	
	昭和53年(1978年)	
	昭和56年(1981年)	
	昭和57年(1982年)	地域改善対策特別措置法(5年時限 74事業)
昭和62年(1987年)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律《地対財特法》(5年時限 55事業)	
		地対財特法 5年延長
同和対策室に啓発係を設置	平成4年(1992年)	
人権問題に関する町民意識調査		
玖珠町人権・同和问题啓発推進委員会設置	平成6年(1994年)	児童の権利条約批准
	平成7年(1995年)	高齢社会対策基本法施行
玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	平成8年(1996年)	地域改善対策協議会意見具申
		人権擁護施策推進法成立(5年時限)
	平成9年(1997年)	地対財特法の一部改正 15事業
		「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定
「人権教育のための国連10年」 玖珠町推進本部設置	平成10年(1998年)	「人権教育のための国連10年」大分県行動計画策定
	平成11年(1999年)	児童ポルノ禁止法
「人権教育のための国連10年」 玖珠町行動計画策定	平成12年(2000年)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
人権問題に関する町民意識調査		児童虐待防止法
	平成13年(2001年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)
	平成14年(2002年)	地対財特法失効 特別対策の終了
		大分県男女共同参画推進条例制定

玖珠町	年	国・県
玖珠町人権施策基本計画策定	平成17年(2005年)	大分県人権施策基本計画策定 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法) 犯罪者被害者基本法 大分県DV対策基本計画策定 大分県青少年の健全な育成に関する条例
玖珠町人権・同和対策審議会設置	平成18年(2006年)	大分県青少年健全育成基本計画 高齢者の虐待防止法施行
人権同和啓発センター設置 人権問題に関する町民意識調査	平成19年(2007年)	
「玖珠町人権施策基本計画」実施計画策定	平成20年(2008年)	大分県人権尊重社会づくり推進条例 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
玖珠町人権施策推進本部設置 人権問題に関する町民意識調査 事前登録型本人通知制度導入	平成21年(2009年) 平成24年(2012年) 平成25年(2013年)	生活困窮自立支援法 いじめ防止対策推進法・ 障害者差別解消法成立
玖珠町人権施策基本計画(改訂版)策定	平成26年(2014年) 平成27年(2015年) 平成28年(2016年)	「障害者の権利に関する条約」批准 子どもの貧困対策の推進に関する法律 大分県いじめ防止基本方針 大分県人権尊重施策基本方針(改訂版)策定 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)施行 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) 大分県子どもの貧困対策推進計画
玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例改定	平成30年(2018年)	障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
部落差別の解消の推進に関する基本方針 部落差別解消のための人権・同和教育基本方針 人権確立・部落差別解消推進課・隣保館再編成	令和元年(2019年)	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」一部改正(パワーハラスメントの防止対策法制化) 児童福祉法等の一部改正(児童虐待防止対策の強化)

## 【資料3】

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行 法律第147号

### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発にする施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 【資料4】

## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 公布・施行 法律第109号

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 【資料5】

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日公布法律第65号

平成28年4月1日 施行

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体〔地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。〕及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人〔独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。〕
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

**(国及び地方公共団体の責務)**

**第三条** 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

**(国民の責務)**

**第四条** 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

**(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)**

**第五条** 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

**第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針**

**第六条** 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

**第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置****(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)**

**第七条** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

**(事業者における障害を理由とする差別の禁止)**

**第八条** 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

**(国等職員対応要領)**

**第九条** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

#### (地方公共団体等職員対応要領)

**第十条** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

#### (事業者のための対応指針)

**第十一条** 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第十二条** 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (事業主による措置に関する特例)

**第十三条** 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

## 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

### (相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

### (啓発活動)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

### (情報の収集、整理及び提供)

**第十六条** 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (障害者差別解消支援地域協議会)

**第十七条** 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

#### (協議会の事務等)

**第十八条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第十九条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十条** 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

### (主務大臣)

**第二十一条** この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

### (地方公共団体が処理する事務)

**第二十二条** 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

### (権限の委任)

**第二十三条** この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

### (政令への委任)

**第二十四条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第二十五条** 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十六条** 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

### (基本方針に関する経過措置)

**第二条** 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

**(国等職員対応要領に関する経過措置)**

**第三条** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

**(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)**

**第四条** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

**(対応指針に関する経過措置)**

**第五条** 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

**(政令への委任)**

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**(検 討)**

**第七条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

## 【資料6】

## 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

平成28年6月3日 公布・施行 法律第68号

## 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

## (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

## (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

**(教育の充実等)**

**第六条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

**(啓発活動等)**

**第七条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**(不当な差別的言動に係る取組についての検討)**

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 【資料7】

## 「同和対策審議会」答申(抜粋)

(昭和40年8月11日)

## 前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## 第1部 同和問題の認識

## 1. 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、

婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によろしく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかしそれらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみに遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみではなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にはかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようとして、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともしないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識にうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住

民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変らないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上を図ることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

## 2. 同和問題の概観(略)

### 第2部 同和対策の経過(略)

### 第3部 同和対策の具体案

1. 環境改善に関する対策(略)
2. 社会福祉に関する対策(略)
3. 産業、職業に関する対策(略)
4. 教育問題に関する対策(略)
5. 人権問題に関する対策

#### (1) 基本的方針

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所づきあひまたは、学校を通じてのつきあいに関して」差別をうけた経験をもっていることが明らかにされた。しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても、その道は十分に保障されていない。

もし国家や公共団体が差別的な法令を制定し、或は差別的な行政措置をとった場合には、憲法14条違反として直ちに無効とされるであろう。しかし、私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。

#### ① 「人権擁護制度組織の確立」

基本的人権の擁護を法務省の一内局である人権擁護局の所管事務とし、しかも民事行政を主掌する法務局および地方法務局に現場事務を取扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。戸籍や登記事

務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある。

また、基本的人権の擁護という、この広汎重要な職務に、直接たずさわる職員が全国で200名にも達せず、その予算も極めて貧弱なことが指摘される。

- ② 人権擁護委員の推薦手続や配置されている現状や人権擁護の活動状況等からみて、その選任にはさらに適任者が適正に配置されるよういっそうの配置が要望される。

実費弁償金制度等についても機能を十分にはたせるだけの費用が必要である。

- ③ 「同和問題に対する理解と認識」

現状における担当者および委員の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とはいえない。研修、講習等の強化によってその重要性の把握に努力する必要があると認められる。

- ④ 「人権擁護活動の積極性」

人権擁護機関による擁護活動は、人権を侵害したものに対し、人権尊重について啓発して、侵害者自身の自発的な意思によって侵害行為の停止、排除、被害の回復等の措置をとらせることであって、人権擁護機関が直接その権限によって、侵害行為を停止させる措置がとれるのではない。したがって、このような方法によらざるをえない現状ではとくに担当者および委員に差別意識を根絶するための啓蒙活動について自覚と熱意が必要である。

## (2) 具体的方策

- i 差別事件の実態をまず把握し、差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること。
- ii 差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ司法的に救済する道を拡大すること。
- iii 人権擁護機関の活動を促進するため、根本的には人権擁護機関の位置、組織、構成、人権擁護委員に関する事項等、国家として研究考慮し、新たに機構の再編成をなすこと、しかし、現在の機関としても、次の対策を急がねばならない。
  - a 担当職員の大巾な増加をはかり、重点的な配置を行なうこと。
  - b 委員委嘱制度を改正し、真にその職務にふさわしい者が選出されるようにし、またその配置を重点的に行なうこと。
  - c 人権相談を活発にし、かつ実態調査につとめ、これらを通じて地区との接触をはかりその結果を担当職員および委員に周知せしめる措置をとること。
 

その他、つねに同和問題についての認識と差別事件の正しい解決についての熱意を養成するため研修講習の強化に努力すること。
  - d 事件の調査にあたっては、地区周辺の住民に対する啓発啓蒙をあわせて行ない、不断にこれをつづけること。
  - e 以上の諸施策を行なうための十分な予算を確保保障すること。

## 結 語

### － 同和行政の方向 －

同和問題の根本的解決にあたっては、以上述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これらの法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このために

はそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。

- ③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。
- ④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥ 同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

## 【資料8】

平成8年5月17日

内閣総理大臣  
関係各大臣 殿地域改善対策協議会  
会長 宮崎繁樹

## 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）

本協議会は、平成3年12月11日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月28日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成5年10月以来、29回にわたって審議を行い、本年3月28日に意見をとりまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

別 添

## 地域改善対策協議会 総括部会報告書

平成8年3月28日  
地域改善対策協議会総括部会

地域改善対策協議会においては、同和問題の早期解決を図るため、平成3年12月の地域改善対策協議会意見具申が地域改善対策の今後の基本的な課題として掲げている、(1)心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、(2)行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、(3)地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等を審議する機関として、平成5年7月28日の総会で当部会の設置を決定した。

当部会は、平成5年10月6日の第1回会合以来、これまで約2年半にわたり、29回に及ぶ部会を開催し、関係各省庁からの説明、政府が実施した平成5年度同和地区実施把握等調査をはじめとするこれまでの関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ、国際的な潮流や人権問題全般も視野に入れつつ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について、幅広く審議を行ってきた。

今般、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について当部会の意見を取りまとめたので、審議の結果として別紙のとおり報告する。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的な検討を要するものと考えられる。本報告が地域改善対策協議会に報告された後、政府においても検討が行われるものとするが、いずれにしても、当部会としては、同和問題が早期に解決され、我が国が基本的人権の尊重の面で国際社会において積極的な貢献を果たせる存在になっていくことを期待したい。

## 1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発

し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

## 2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

### (1) これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和对策事業特別措置法(同対法)が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法(地対法)が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律(地対財特法)が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直しながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

## (2) 現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査(実態調査)が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である(別添 同小委員会報告の「まとめ」の部分参照)。

### ① 現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者(短大・大学等)の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということによって約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

### ② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

## 3 同和問題解決への展望

### (1) これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象

を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2(2)に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

## (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

## 4 今後の重点施策の方向

### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

#### ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者が

あいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

## ② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。今後の教育及び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

今後の教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」とらわれることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

## (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

### ① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

## ② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

## ③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらには、その活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることが不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

## (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

### ① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

### ② 工夫の方向

環境改善の分野のうち、小集落地区等改良事業の場合は、既に着工済みであるが地対財特法期限までの事業完了が困難と見込まれるものがみられ、かつ、この事業を実施している地方公共団体の中には財政力の弱いものがみられることから、当該事業の完了に支障が生じることのないよう、国として適切に対応すべきである。また、小規模な集落における環境改善のニーズに全体としての的確に応えられるよう、受皿としての面的整備事業の手法を検討すべきである。なお、公共下水道については、中小都市や町村において全国的に普及が遅れており、整備の促進が図られるべきである。

社会福祉の分野においては、隣保館については、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう

十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みが必要である。

就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。職業の安定は、直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図る上で基本となるものである。このため、若年齢層を含めた一層の就労の安定を目指し、施策のニーズを踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応すべきである。

農林漁業対策の分野においては、経営基盤の小規模零細性、高齢化、担い手の減少などの問題を抱えており、小規模零細な農林漁業者における生産基盤や共同利用施設の整備について、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、農林漁業の振興に努めるべきである。

中小企業対策の分野においては、生活水準の較差等につながる経営面での較差を是正するため、中小企業の共同化の促進、巡回相談等について全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、中小企業の振興に努めるべきである。

相談員、指導員等については、受皿の検討を含め円滑な移行に努めるべきである。

#### (4) 今後の施策の適正な推進

##### ① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

##### ② 行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点もみられるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失った低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。また、国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力すべきである。地方税の減免措置についてもその一層の適正化に今後とも取り組むべきである。さらに、行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用が図られるべきである。

また、今後、行政には、3でも述べたように、基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に、かつ的確に、地域の状況や事業の必要性に応じ、施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

##### ③ 同和関係者の自立向上

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである。

##### ④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな障害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施したえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国

がえせ同和行為対策中央連絡協議会を設置してえせ同和対策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

#### ⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

#### (5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

## 【資料9】

# 玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成8年10月14日 玖珠町条例第15号

### (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法を基本理念とし、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)等にとり、部落差別撤廃・人権の擁護を図ることにより、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政の全ての分野で町民の人権意識の高揚に努める。

### (町民の責務)

第3条 全ての町民は、相互に基本的人権を尊重し、国又は地方公共団体が実施する部落差別撤廃・人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

### (行政組織の整備)

第4条 町長は、部落差別撤廃・人権擁護に関する施策を円滑に推進するため、行政組織の整備に努める。

### (相談体制の充実)

第5条 町長は、部落差別その他差別に関する相談に的確に応じるため、体制の充実に努める。

### (教育及び啓発の充実)

第6条 町長は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、人権教育及び人権啓発を推進し、人権擁護の社会づくりに努める。

### (人権施策基本計画の策定)

第7条 町長は、人権尊重社会づくりを総合的に推進するため、人権施策基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に努める。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるよう努める。

### (調査研究の実施)

第8条 町長は、基本計画の策定に資するため、町民意識の把握その他の必要な調査研究の実施に努める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成18年3月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成30年9月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料10】

## 玖珠町男女共同参画推進条例

平成20年3月28日 玖珠町条例第1号

## (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **町民** 住民登録の有無にかかわらず、町に住む人、町で活動する人又は町に滞在する人をいう。
- (4) **事業者** 町内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあった者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

## (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

## (町の責務)

**第4条** 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

## (町民の責務)

**第5条** 町民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**(事業者の責務)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**(性別による権利侵害の禁止)**

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

**(公衆に情報を表示する場合の配慮)**

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

**(基本計画)**

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、玖珠町人権・同和対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

第10条 町は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 町における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

**(町民及び事業者の理解を深めるための措置)**

第11条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

**(教育及び学習の充実)**

第13条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

第14条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(町民及び事業者に対する支援)**

第15条 町は、町民及び事業者に対し、男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(町民及び事業者からの申出等)**

第16条 町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情等の申出、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 町長は、前項の処理にあたって必要があると認めるときは、玖珠町人権・同和対策審議会の意見を聴くことができる。

**(審議会)**

第17条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、玖珠町人権・同和対策審議会（以下「審議会」という。）は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 第9条第3項の規定により意見を求められた事項について調査審議すること。

- (2) 前条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

**(委 任)**

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「くすまち男女共同参画プラン」は、第9条の規定による手続を経て策定された基本計画とみなす。

## 【資料11】

**部落差別の解消の推進に関する基本方針**  
**(部落差別解消推進法に関する基本方針)****I 目的**

「部落差別の解消の推進に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)は、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)〔平成28年(2016年)12月16日法律第109号〕に定められた目的である部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない明るい地域社会を実現するため、本町における部落差別撤廃・人権の擁護を図り解消の推進に関する方針を定めるものです。

**II 基本方針の位置づけ**

この基本方針は、部落差別解消推進法に関して、本町における部落差別を解消するための基本的な考え方や方向性を示し、具現化するものです。

また、本町において部落差別の解消を図るために、「玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例〔平成8年(1996年)玖珠町条例第15号〕」の理念を踏まえ、「玖珠町人権施策基本計画」の様々な分野における人権行政の推進(部落差別問題)を基調として、部落差別の解消に向けた施策等に関する方針となります。

**III 各方針****1 法の周知**

部落差別解消推進法の目的を達成するには、この法律について、広く町民が理解することが、重要であることから、あらゆる場を通じて、町民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

**(1) 町民**

部落差別解消推進法の目的を達成するためには、まずは、町民が法律が公布・施行されたことを知ることが重要であることから、町民へ法律の周知に努めていきます。周知にあたっては、内容や手法を工夫し継続的に行い、町民の認知度を高めていきます。

**(2) 地域、企業・団体等**

地域や企業・団体等の組織を通じて周知に努めます。

地域(地区)組織、企業・経済団体、「玖珠町人権同和教育推進連絡協議会」、「自治委員連絡協議会」、「玖珠町民生委員児童委員協議会」、「玖珠郡PTA連合会」等の団体等と協力し、法律の周知に努めます。

**(3) 町職員**

町民や企業・団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める立場の地方公共団体の職員が、自らその責務を自覚したうえで、法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、本町におけるこれまでの部落差別に関する取組みや経過、関係団体等との連携などを十分認知し、率先して周知に努めるものとします。

そのために、町職員を対象にした部落差別解消推進法及び本町の部落差別に関する施策等に関する研修等を、全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

**2 部落差別解消に関する施策(法第三条関係)**

法第三条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについては、施策の立案から検証まで、当事者を含む様々な町民から意見を求める場等を設け、その意見を適宜反映するなど、より効果的な施策の推進を図ります。

### 3 相談体制の充実(法第四条関係)

法第四条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとされていることから、本町においては、当事者等からの部落差別に関する相談窓口を、玖珠町隣保館に置き、関係機関及び関係団体等と連携を図り相談体制を充実するとともに、相談事項の解決に向けた支援・救済に取り組みます。

### 4 教育及び啓発(法第五条関係)

#### (1) 教育

法第五条に定められている教育については、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、推進体制、教職員研修等の充実に努め、子どもの発達の段階に応じた人権・同和教育を全学校・園で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

#### (2) 啓発

この法律が成立した背景には、「部落差別が存在しない」、「部落差別はそっとしておけばなくなる」といった誤った認識がある中、法第一条にある「現在もなお部落差別が存在する」この現状と、「寝た子を起こすな論」の誤りを、今後の教育・啓発活動の推進にあたっての重要な課題と捉え、広く町民の共感が得られるように内容・手法に創意工夫を凝らすなど、より効果的・積極的に啓発します。

また、町における人権教育・啓発活動の拠点である地区自治会館などの社会教育施設等においても、積極的に部落差別の解消に向けた取組を実施するなど、適宜、町民、地域、企業・団体等に対し、あらゆる場において様々な啓発活動を実施します。

### 5 部落差別の実態に係る調査(法第六条関係)

法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等と連携を図り、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、インターネット等での部落差別の実態把握に努め、国、県、県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、監視体制や制度等を強化し、差別事象への対応を迅速に行います。

なお、玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例に基づき「玖珠町人権問題に関する町民意識調査」を5年毎に実施し、その結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用します。さらに、隣保館の基本事業である社会調査及び研究事業を通じ、当事者等の実態把握に努める中、明らかになった部落差別の実態を改善するため、支援・救済に取り組みます。

### 6 推進体制

この基本方針の目的を達成するため、町長を本部長とする玖珠町人権・同和啓発推進本部による全庁体制にて、この基本方針の各方針に基づき施策等を実施し、部落差別の解消を推進していきます。

## 【資料12】

## 部落差別解消のための人権・部落差別解消教育基本方針

玖珠町教育委員会

部落差別の解消は「国民的な課題」であり、本町でもその解消に向けて取り組みを進めています。学校教育においては、部落差別を正しく認識し、不合理な差別の解消を図る意欲と実践力をもった子どもの育成に努めるとともに、社会教育においても、部落差別を許さない世論の形成や人権を尊重する社会環境の整備推進のため、玖珠町人権同和教育・啓発推進協議会の拡充等に努め、また人権を守る町民の集い等を通じての啓発活動を実施してまいりました。

しかしながら、「同和対策審議会」答申が出され、半世紀がたった今でも、悪質な差別事件は後を絶ちません。差別発言や差別落書き、結婚差別、差別につながる身元調査等はネット社会になり、個人が容易に情報を発信できる現在、他人の間違った情報をうのみにして行われることも少なくありません。このことは、被差別の立場におかれた人々の幸せに生きる権利を著しく侵害するものであり、玖珠町人権施策実施計画の基本目標とされている、町民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい共に生きる地域社会の実現を阻むこととなります。

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別の解消については、町民一人ひとりが部落差別は許されないものであるとの認識をもち、部落差別の解消に向けての取り組みについて理解することが求められており、同法5条において「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と、教育及び啓発の重要性が明記されました。

本町教育委員会では、同法第5条を具現化していく観点から、玖珠町人権施策実施計画及び玖珠町の現状と課題に基づき、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育及び啓発を一層推進していくための基本方針を次のように定めます。

## 1 学校教育において

### (1) 推進体制の充実

部落差別の解消に向けた人権・部落差別解消教育を一層推進するために、組織的・計画的に取り組む体制の充実を図ります。

### (2) 部落差別を解消するための教育の推進

- ① 部落差別の内容に関する部落史や部落差別解消のための取り組み等について、教育課程に位置づけるとともに、地域の実情や子どもの発達段階を考慮し、その授業内容の充実に努めます。
- ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身につけるとともに、差別を温存・助長する考え方や意識に気づくことができる教育実践を推進します。
- ③ さまざまな立場の人々との交流や体験的な活動等を実施する中、子どもが部落差別の不合理性に気づき、自らの課題としてとらえ、差別をなくそうとする意欲と行動力を培う教育実践を推進します。

### (3) 相談・支援体制の充実

- ① 子どもどうしの人間関係の基礎となる信頼関係を築いていく中、相手の思いを受け入れ、互いの人権を尊重するなど、「互いの違いを認め合い、助け合い、ともに生きていく」仲間づくりを推進します。
- ② 被差別の立場にある子どもが、自分の権利を自覚し、人間として誇りと自信をもって生きていくことができる力を身につけるために、生活習慣の確立、健康の増進、学力・体力の向上等、地域の実情に応じて、子どもの教育の機会と就学への道筋を保証するための取り組みを推進します。
- ③ 部落差別に関する相談に対しては、関係機関等と連携し、子どもや保護者の実情を十分に考慮した対応に努めます。

### (4) 教職員研修の充実

- ① 全教職員の共通理解をもとに、系統的な年間研修計画を作成し、その確実な実施に努めます。

- ② 部落差別に対する確かな認識や、他者の心の痛みや感情を共感的に受容できる人権感覚を身につけるための教職員研修の継続的实施とその内容の充実に努めます。
  - ③ 「寝た子を起こすな」という考え方、部落差別を温存・助長する考え方等を払拭するための教職員研修の充実に努めます。
- (5) **連携の充実**  
部落差別に関する子どもの認識を一層深めるために、学校・家庭・地域社会の連携の充実に努めます。

## 2 社会教育において

### (1) 推進体制の充実

部落差別の解消に向けた取り組みを推進する玖珠町人権・部落差別解消教育・啓発推進協議会や各地区人権同和協議会等の拡充や連携・協力体制の充実に努めます。

### (2) 部落差別の解消に向けた学びの充実

- ① 社会教育施設で実施される人権講座や地域の集会所等で開催される人権懇談会等においては、さまざまな差別と部落差別を関連付けた内容にする等、部落差別について認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。
- ② 住民の生活と部落差別とのかかわりを明らかにする中、部落差別の解消は自らの課題であることを認識できる学びを推進します。
- ③ 地域社会に部落差別を許さない雰囲気醸成していくために、各団体で実施される研修において、部落差別に関する認識を一層深めるための研修を実施し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。

### (3) 部落差別解消のための人権啓発事業の充実

- ① 各種人権啓発事業においては、部落差別の解消を根底に据えるとともに、住民が部落差別の解消を自分の問題としてとらえることができるよう計画的・系統的な実施に努めます。
- ② 部落差別の解消に向けた取り組みを一層効果的に推進していくために、地域で実施される各種行事等で人権啓発活動を実施し、人権を尊重する環境整備に努めます。

# 玖珠町第3次人権施策基本計画

令和3年3月発行

発行者：玖珠町人権・部落差別解消推進課

〒879-4405  
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268の5

電話：0973-72-1112

FAX：0973-72-0810